

4 社会保険関係

1. 兵庫南部地震により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主及び従業員の方々へ	431
2. 雇用調整助成金のご案内	433
3. 阪神・淡路大震災により被災された方を新たに雇用された事業主のみなさまへ	434
4. 阪神・淡路大震災により被害を受けられた事業主、仕事をおさがしのみなさまへ	445
5. 神戸市内に臨時公共職業安定所を緊急開設 / ―雇用保険の特例措置に係るサービスを実施―	451
6. 休業証明書の記載例	452
7. 兵庫県南部地震による被災地域の中小企業に勤務されていた労働者の皆様へ ―未払賃金の立替払制度―のご案内	456
8. 社会保険に加入されている皆様へ	460
9. 阪神・淡路大震災による健康保険の一部負担金等の免除について（お知らせ）	464
10. 国民健康保険料災害減免申請書	465
11. 国民健康保険一部負担金等免除申請書	466
12. 国民健康保険係、福利係へご来庁の方へ	468

(表面)

兵庫県南部地震により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主及び従業員の方々へ

1. 事業主の方々に対する雇用調整助成金の特例措置について

○ 対象事業主は

雇用保険に加入していて、兵庫県神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、三田市、川辺郡、美濃郡、津名郡、三原郡、大阪府豊中市の区域内に所在する事業所の事業主の方が対象になります（1月23日現在）。

○ 支給内容は

今回の被災に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされて休業等を行いながら、従業員（雇用保険に加入していることが必要です。）の雇用維持を図られた被災地域内の事業主の方に対して休業手当等（注1）に係る賃金負担額の一部（大企業1/2、中小企業2/3（注2））を助成いたします。

（注1）休業手当は賃金の60/100 以上支給することが必要です。

（注2）支給額については、暫定措置により平成7年3月31日までの間は、大企業2/3、中小企業3/4（ただし、教育訓練については、大企業3/4、中小企業4/5）。

（注3）休業等の実施に当たっては、実施計画を事前に管轄安定所長に届けていただくことが必要です。ただし、1月23日から1カ月以内に実施された休業等については、2月22日までに管轄安定所長に届出があった場合は、事前届出として取り扱います。

○ 指定期間（対象となる期間）は

平成7年1月23日から平成8年1月22日までの1年間です。

詳しくは公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせ下さい。

○ 関係公共職業安定機関

兵庫県労働部職業安定課	078-362-3376	西岡公共職業安定所	0795-22-3181～3
神戸公共職業安定所	078-393-1071	洲本公共職業安定所	0799-22-0620, 0737
灘公共職業安定所	078-291-8609	柏原公共職業安定所	0795-72-1070～1
尼崎公共職業安定所	06-428-0001	龍野公共職業安定所	0791-62-0981
西宮公共職業安定所	0798-71-3721～5	相生公共職業安定所	0791-22-0920～1
姫路公共職業安定所	0792-22-4431～5	八鹿公共職業安定所	0796-62-2217～8
加古川公共職業安定所	0794-22-2567	姫路南公共職業安定所	0792-37-6500
伊丹公共職業安定所	0727-82-3414～5	西神公共職業安定所	078-991-1100
明石公共職業安定所	078-912-2277～80	大阪府労働部職業業務課	06-947-1331
豊岡公共職業安定所	0796-23-3101～3	池田公共職業安定所	0727-51-2595

2. 雇用保険の受給手続について

(事業主の方々も離職証明書又は休業証明書の提出等につき御協力をお願いします)

【被災により離職を余儀なくされた方に対する基本手当の支給】

- 被災により事業所が休止・廃止され、雇用保険の被保険者の方が離職を余儀なくされた場合には、一定の要件の下、雇用保険の基本手当等の受給ができます。
- また、災害救助法の適用地域(※)にある事業所が被災により休止・廃止され、一時的に離職を余儀なくされた雇用保険の被保険者の方については、その離職前の事業所に再雇用されることが予定されていても、一定の要件の下、雇用保険の基本手当の受給ができます。
- これらの支給を受けようとする場合には、離職前の事業主から離職票の交付を受けた上で、安定所に申請を行って下さい。

【被災により休業を余儀なくされた方に対する基本手当の支給】

- 激甚災害地域(※)にある事業所が被災により休止・廃止され、休業を余儀なくされた雇用保険の被保険者の方については、平成7年1月17日から平成8年1月16日までの間、離職していなくとも一定の要件の下、雇用保険の基本手当の受給ができます。
- この支給を受けようとする場合には、休業に係る事業所の事業主から休業票(記載内容は離職票とほぼ同じです。)の交付を受けた上で、安定所に申請を行って下さい。

【激甚災害地域の事業所から離職した方に対する給付制限期間の短縮】

- 激甚災害地域(※)に住所を有する受給資格者の方については、自己都合退職の場合の給付制限期間が短縮されます。
- 現在3か月の給付制限を受けている方であっても、安定所に申し出ることでより給付制限期間を短縮できます。

【激甚災害地域に居住する方に対する延長給付】

- 激甚災害地域(※)に住所を有する受給資格者の方が所定給付日数分の支給終了日までに就職できる見込みがないときは、60日間を限度として、給付日数が延長されます。

雇用保険の受給等の申請は、原則としてその支給を受けることができる方の住所又は居所を管轄する安定所に行っていただくことが原則ですが、被災された方がその住所又は居所を管轄する安定所に来所できない場合は
・・・来所できる最寄りの安定所にご相談下さい。支給のための手続等をその安定所で行うことが可能です。

被災された事業主が証明書類を紛失しているような場合は
・・・事業所の管轄安定所にご相談下さい。支給のための手続等について相談に応じます。

※の地域は、兵庫県神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名郡津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町、五色町、三原郡西淡町、大阪府豊中市、大阪市、池田市、吹田市、箕面市をいいます(1月25日現在)。

雇用調整助成金のご案内

I 受給できる事業主

①支給対象事業主

雇用保険に加入していて、兵庫県南部地震により事業活動の縮小を余儀なくされて休業等を行いながら従業員の雇用維持を図られた事業所の事業主の方が対象となります。

②休業の要件

- イ、指定期間内（平成7年1月23日から平成8年1月22日までの1年間）に行われるものであること。
- ロ、所定労働日の全一日にわたるもの又は所定労働時間内に当該事業所における対象被保険者全員について一斉に1時間以上おこなわれるものであること。
- ハ、労使間の協定によるものであること。（休業協定）
- ニ、休業手当の支払が、労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
（休業手当は平均賃金の100分の60以上支給することが必要です。）

II 受給できる額

休業手当の1/2（中小企業2/3）

但し、暫定措置により平成7年3月31日までは2/8（中小企業3/4）となっています。

※中小企業事業主とは

小売業・サービス業	資本金1,000万円以下又は従業員50人以下
卸売業	資本金3,000万円以下又は従業員100人以下
その他の業種	資本金1億円以下又は従業員300人以下

をいい、大企業とは中小企業事業主に該当しないものをいいます。

※対象被保険者×200日が限度となります。

III 受給のための手続き

（1）管轄公共職業安定所への事前届出

①休業等の実施にあたっては、実施計画届を事前に管轄公共職業安定所長に届けていただく必要があります。

ただし、1月23日から1カ月以内に実施された休業については、2月22日までに管轄公共職業安定所長に届出があった場合は事前届出として取り扱います。

②あらかじめ、管轄公共職業安定所長に届け出た事業主であって、その後届出事項に変更を生じた事業主は、変更届を管轄公共職業安定所長に届出てください。

（2）関係書類の整備

当該事業所において、次の書類を整備している事業主であること。

- イ、所定労働日、所定休日等について明らかにする就業規則等の書類
- ロ、休業の実施状況が日毎に明らかにされた出勤簿等の書類
- ハ、労働日に支払われた基本賃金、扶養手当等と休業日に支払われた休業手当とが明確に区分され記載された賃金台帳

阪神・淡路大震災により被災された方を新たに雇用された事業主のみなさまへ

——財団法人阪神・淡路大震災復興基金 被災者雇用奨励金のご案内——

被災地域の労働者の雇用の確保と生活の安定を図るため、被災者雇用奨励金制度を発足しました。この奨励金では、阪神・淡路大震災により被災された方を常用労働者として雇用された事業主の方（一定の要件を満たす必要があります。）に奨励金を支給します。

【支給要件】（次の要件すべてを満たす必要があります。）

① 支給対象となる雇入れの時期

平成7年4月1日から平成8年3月31日までに雇い入れていること。

② 支給対象となる労働者

- ・ 阪神・淡路大震災により居住する家屋が全壊、半壊、または全・半焼した被災者（ただし、次の地域に居住していた方で、市役所、区役所、町役場が発行する災害証明書を所持している者。）。
（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、三木市、洲本市、津名郡、三原郡）
- ・ 平成7年4月1日以降に貴社に勤務していなかった者（平成7年4月以降に一度退職し、再度雇用されても対象となりません。）。
- ・ 雇入れの日から6ヶ月以上次の地域内に勤務し、この奨励金の支給申請時においても貴社に継続して勤務している者。
（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡、明石市、三木市）
（美濃郡、洲本市、津名郡、三原郡）
- ・ 過去にこの奨励金の支給対象となり、既に他の事業主が奨励金を受給したことのない者（対象労働者が他の事業所に以前勤務し、その事業所がこの制度により奨励金を受給した場合、この労働者を雇用しても奨励金の支給対象にはなりません。）。

③ 雇用の条件

- ・ 常時雇用する労働者として雇入れ、一般被保険者として雇用保険へ加入すること（ただし、短時間労働被保険者を除く。）。
- ・ 毎月の賃金として、兵庫県最低賃金^(※)の日額22日分以上の額（平成7年6月現在で106,700円）を支払っていること（何らかの理由でこの金額を下回った場合は、この金額を上回る額を支払った月が6回を越えた時点で支給申請ができます。ただし、雇用の開始から10ヶ月を経過して支給申請はできません。）。
^(※) 兵庫県最低賃金とは最低賃金法によるもので、日額4,850円（平成7年6月現在）です。

④ 支給対象となる事業主の要件

- ・ 平成7年4月1日以降に常用労働者を解雇（勧奨退職等を含む。）していないこと。ただし、当該労働者の責めに帰すべき理由により解雇した場合は除きます。

【支給額】

対象となる労働者一人当たり 500,000円 を支給します。

【支給申請の方法】

① 受給資格決定申請

対象となる労働者の雇入れの日から2ヶ月以内に必要書類を添え、対象労働者の勤務先所在地を担当する受付機関で受給資格決定の申請手続きを行って下さい。ただし、平成7年4月から6月末までの雇入れについては平成7年8月末までに申請して下さい。

② 支給申請

兵庫県最低賃金の日額22日分以上の額を毎月の賃金として6回以上支給した日、あるいは、雇入れの日から6ヶ月が経過した日のいずれか遅い日以降に必要な書類を添えて、受給資格決定申請を行った受付機関で支給申請の手続きを行って下さい。ただし、雇入れの日から10ヶ月を経過して申請することはできません。

P. 2

様式第1号

《記入例》

被災者雇用奨励金受給資格決定申請書

平成 7年 7月 3日

財団法人阪神・淡路大震災復興基金理事長 様

登記上の会社所在地

登記した代表者印を使用。私印は不可。会社印のみは不可。代理人を選任している場合は事業主の印は不要。

事業主 住所 東京都千代田区霞ヶ関5-10-1

代理人を選任した場合、代表者の下に代理人の職・氏名・押印

名称 ひょうご工業株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 神戸 一郎
神戸支店長 兵庫 次郎



下記の者にかかる被災者雇用奨励金受給資格決定を受けたいので、申請します。

記

対象労働者雇用事業所	名称	ひょうご工業神戸支店		所在地 〒650 神戸市中央区下山手通5-10-1	この義務に 対応できる方	
	雇用保険適用事業所番号	2801-020303-2		☎ 078 (341) 7711		
	事業所の事業内容(具体的に記入)	合板(ベニヤ板)製造		担当者職氏名 総務部総務課長 阪神 三郎		
	産業分類(あてはまるもの一つに○をして下さい)	建設業 ☒ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 運輸・通信業 ☐ 卸売・小売業 ☐ 飲食業 ☐ 金融・保険業 ☐ 不動産業 ☐ サービス業 ☐ その他 ☐				
受給資格決定に関する事項	ふりがな	あわじ しろう	②生年月日	昭和37年 4月19日		
	①対象労働者氏名	淡路 四郎	③性別	☒ 男 ☐ 女		
	④対象労働者勤務先名(所属及び職名)	ひょうご工業神戸支店営業課営業係長				
	⑤対象労働者勤務地所在地	神戸市中央区中山手通15-10-1				
	⑥平成7年1月17日現在の対象労働者居住地	神戸市兵庫区山手15-10-1				
	⑦阪神・淡路大震災により、⑥の住居はどのような被害を受けましたか。 全壊 ☒ 半壊 ☐ 全焼 ☐ 半焼 ☐ 市役所、区役所、町役場のり災証明書の内容に従い、当てはまるものに○をして下さい。					
	⑧雇用年月日	平成7年5月9日	⑨所定内賃金額	月額 150,000 円 日額 円 時給 円		
	⑩平成7年4月1日以降⑧の日までに①の労働者を常用労働者として雇用したことがありますか。 ある ☐ ない ☒ (どちらかに○をしてください。)	⑪対象労働者の確認印 (対象労働者本人が署名、捺印して下さい。)	①から⑩を確認しました。 氏名 淡路 四郎			
	⑫平成7年4月1日以降、現在までに常用労働者を解雇したことがありますか。 この場合の解雇には労働者の都合による退職は含まれません。なお、退職勧奨等は解雇にあたりません。 ① ない。 ② 解雇した事実はあるが、その全てが労働者の責めに帰すべき解雇である。 ③ 1、2いずれの場合にも該当しない。 (あてはまるもの一つに○をしてください。)					
	⑬雇用保険被保険者資格に 関すること	被保険者となった年月日 (平成 7年 5月10日) 被保険者番号 5033-754477-0				
⑭り災証明書に関する こと	証明年月日 (平成 7年 2月 8日) 証明番号					

注 対象労働者が複数にわたる場合は、それぞれ別の用紙に記入して下さい。
※処理事項欄(特種労働者等)は記入しないこと。神戸市など証明番号の無いものは空欄のままにして下さい。

現在予定している賃金額を月額・日額・時給のいずれから選択して記入して下さい。

<<記入例>>

様式第3号

被災者雇用奨励金支給申請書

平成 7 年 12 月 9 日

財団法人阪神・淡路大震災復興基金理事長 様

事業主 住所 〒100
東京都千代田区霞ヶ関5-10-1

登記上の会社所在地

登記した代表者は必ず使用。私印は不可。会社印のみは不可。代表人を兼任している場合は専断印の印は不要。

代理人を選任した場合、代表者の下に代理人の職、氏名、押印

名称 ひょうご工業株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 神戸 一郎
神戸支店長 兵庫 次郎



平成 7 年 9 月 25 日付 第 56 号の 2 で受給資格決定を受けた労働者の被災者雇用奨励金の支給を下記のとおり申請します。

記

申請額	50万円	
対象労働者雇用事業所	名称 ひょうご工業株式会社神戸支店	所在地 〒650 神戸市中央区下山手通5-10-1
	雇用保険適用事業所番号 2801-020303-2	☎ 078 (341) 7711
	事業所の事業内容(具体的に記入) 合板(ベニヤ板)製造	担当者職氏名 総務部総務課長 阪神 三郎
	産業分類(あてはまるもの一つに○をして下さい) 建設業 ☒ 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 運輸・通信業 卸売・小売業、飲食業 金融・保険業 不動産業 サービス業 その他	
対象の労働者	ふりがな	あわじ しろう
	①対象労働者氏名	栗路 四郎
	②生年月日	昭和 37 年 4 月 19 日
勤 況	③雇用年月日	平成 7 年 5 月 9 日
解雇の確認	④平成7年4月1日以降、現在までに常用労働者を解雇したことがありますか。 この場合の解雇には労働者の都合による退職は含みません。なお、退職勧奨等は解雇にあたりません。 ☒ ① ない。 2 解雇した事実はあるが、その全てが労働者の責めに帰すべき解雇である。 3 1、2いずれの場合にも該当しない。 (あてはまるもの一つに○をしてください。)	
振込先	雇用維持奨励金・被災者雇用奨励金代理人選任届及び振込先(変更)届のとおり	

対象労働者が雇用保険に加入している事業所について記入して下さい

この業務に対応できる方

※処理事項欄 (特許欄において記入しないこと)	受付年月日 .	整理番号 .	決裁事項
----------------------------	------------	-----------	------

P. 4

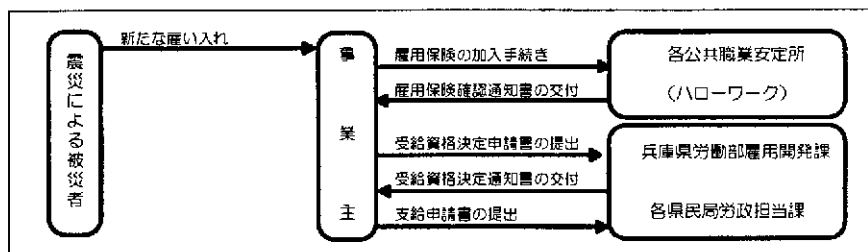
【申請当日に必要なもの】

① 受給資格決定申請時

- a 雇用維持奨励金・被災者雇用奨励金代理人選任及び振込先(変更)届
(両制度の当初の申請の際、申請を行う雇用保険適用事業所ごとに提出して下さい。以降の申請では変更のない限り不要です。)
- b 被災者雇用奨励金受給資格決定申請書(様式第1号)
- c 被災者雇用奨励金雇用状況調査票(様式第1号-2)
- d 当該労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(原本及び写1部)
(雇用保険への加入申請後、各公共職業安定所から交付されるものです。)
- e 当該労働者の「り災証明書」(原本及び写1部)
- f 当該労働者の住民票(原本及び写1部)
(ただし、eの「り災証明書」に当該労働者の氏名が記載されている場合は不要です。当該労働者が被災した家屋に居住していたことが証明できるよう家族全員が記載された住民票(り災証明書申請者と当該労働者の両方が記載されているもの)が必要です。なお、健康保険証、免許証など、り災証明書に記載されている住居に居住していたことが証明できるものでも代用できます。)
- g 事務担当者の訂正用印鑑
(申請書等の記載内容について修正が必要な場合に使用していただきます。)

② 支給申請時

- a 被災者雇用奨励金支給申請書(様式第3号)
- b 雇用状況届出書(様式第3号-2)
- c 当該労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(原本及び写1部)
(受給資格決定時に持参いただいたものです。)
- d 当該労働者の賃金台帳(雇入れの日から現在までのもの。原本及び写1部)
- e 事務担当者の訂正用印鑑
(申請書等の記載内容について修正が必要な場合に使用していただきます。)



【提出先】(受付は平成7年7月17日(月)より開始します。)

(各機関の受付時間は9:30~16:00です。なお、平成8年度以降(平成8年4月以降)は受付会場が変更される場合がありますので、電話等により確認の上、必要書類を持参して下さい。)

受付機関名	所在地	電話	担当区域
労働部雇用開発課 (基金事業窓口)	〒650 神戸市中央区下山手通6丁目3-28 兵庫県中央労働センター402会議室	(078) 360-0980	神戸市
阪神県民局労政課	〒660 尼崎市東難波町5丁目21-8	(06) 481-7641	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市 宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
東播磨県民局 労政課	〒675 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(0794) 21-1101	明石市、三木市、美嚢郡
淡路県民局労政課	〒656 洲本市塩屋2丁目4-5	(0799) 22-3541	洲本市、津名郡、三原郡

【この制度の詳しい内容の問合せは】

兵庫県労働部雇用開発課調査担当	〒650 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 TEL 078-341-7711 内線3775
-----------------	---

財団法人阪神・淡路大震災復興基金

雇用維持奨励金・被災者雇用奨励金代理人選任及び振込先(変更)届

雇用維持奨励金・被災者雇用奨励金の代理人の選任及び振込先について下記のとおり届けます。			
平成 年 月 日			
財団法人阪神・淡路大震災復興基金理事長 様			
〒			
事業主 住 所			
名 称			
雇用保険適用事業所番号			
氏 名 印			
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)			
対 象 事 業 所	所在地 〒		
	名 称		
	雇用保険適用事業所番号		
代 理 人 の 選 任	代理人の選任	1 代理人を選任する 2 代理人を選任しない (どちらかに○をして下さい。2に○をされた事業所は、以下の代理人選任欄の記載は不要ですので振込先以下の欄を記入して下さい。)	
	職 名		代理人が 使用する 印 鑑
	氏 名		
	代 理 事 項	雇用維持奨励金の支給申請書及び被災者雇用奨励金の受給資格決定申請書、支給申請書の提出に関すること	
振 込 先	金 融 機 関 名		
	支 店 名		
	口 座 の 種 類	当座 ・ 普通 (どちらかに○をして下さい)	
	口 座 番 号	左欄からつめて記入して下さい	
	フ リ ガ ナ		
	口 座 名 義		
産 業 分 類	(対象事業所の事業内容について、あてはまるもの一つに○をして下さい) 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 運輸・通信業 卸売・小売業、飲食業 金融・保険業 不動産業 サービス業 その他		
担 当 者	担当者職氏名		
	担当者電話番号	☎ ()	
備 考			

P.6

《記入例》

この様式は雇用保険適用事業所ごとに提出して下さい

雇用維持奨励金・被災者雇用奨励金代理人選任及び振込先(変更)届

雇用維持奨励金・被災者雇用奨励金の代理人の選任及び振込先について下記のとおり届けます。

平成 7 年 7 月 3 日

財団法人阪神・淡路大震災復興基金理事長 様

事業主 住 所 〒 100 東京都千代田区霞ヶ関5-10-1

名 称 ひょうご工業株式会社

雇用保険適用事業所番号 1399-020303-2

氏 名 代表取締役社長 神戸 一郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

登記した代表者印を使用。私印は不可。会社印のみは不可

本社以外に雇用保険適用事業所が無い場合、対象となる事業所が雇用保険適用事業所となっていない場合、本社で直接実施する場合は本社のこと(上記と同一内容)を再度記載して下さい。

本社 雇用保険適用事業所番号 11ケタ

対 象 事 業 所 所在地 〒 650 神戸市中央区下山手通5-10-1

名 称 ひょうご工業株式会社神戸支店

雇用保険適用事業所番号 2801-020303-2

本制度の対象となる事業所が独立した雇用保険適用事業所である場合、選任するようして下さい。

代理人の選任

1 代理人を選任する 2 代理人を選任しない

(2に○をされた事業所は、以下の代理人選任欄の記載は不要ですので振込先以降を記入して下さい。)

職 名 神戸支店長

氏 名 兵庫 次郎

印 鑑

できる限り対象事業所の長を選任して下さい。(担当者は不可)

代 理 事 項 雇用維持奨励金の支給申請書及び被災者雇用奨励金の受給資格決定申請書、支給申請書の提出に関する事

振 込 先

金融機関名 ○○銀行

支 店 名 神戸支店

口座の種類 当座 ・ 普通 (どちらかに○をして下さい)

口座番号 3 4 1 7 7 1 1 左欄からつめて記入して下さい

フリガナ ヒョウゴコウギョウカスシキガイシャコウベシテン

口座名義 ひょうご工業株式会社神戸支店

産業分類 (対象事業所の事業内容について、あてはまるもの一つに○をして下さい)

建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 運輸・通信業

卸売・小売業、飲食業 金融・保険業 不動産業 サービス業 その他

担当者 担当者職氏名 総務部総務課長 阪神 三郎

担当者電話番号 ☎ 078 (341) 7711

備考

この業務に対応できる方

様式第1号

被災者雇用奨励金受給資格決定申請書

平成 年 月 日

財団法人阪神・淡路大震災復興基金理事長 様

事業主住所 〒

名称

代表者氏名

⑩

下記の者にかかる被災者雇用奨励金受給資格決定を受けたいので、申請します。

記

対象労働者雇用事業所	名称	所在地 〒			
	雇用保険適用事業所番号	番 ()			
	事業所の事業内容(具体的に記入)	担当者職氏名			
	産業分類(あてはまるもの一つに○をして下さい) 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 運輸・通信業 卸売・小売業、飲食業 金融・保険業 不動産業 サービス業 その他				
受給資格決定に関する事項	ふりがな		②生年月日	昭和 年 月 日	
	①対象労働者氏名		③性別	男 ・ 女	
	④対象労働者勤務先名(所属及び職名)				
	⑤対象労働者勤務先所在地				
	⑥平成7年1月17日現在の対象労働者居住地				
	⑦阪神・淡路大震災により、⑥の住居はどのような被害を受けましたか。 全壊 半壊 全焼 半焼 市役所、区役所、町役場のり災証明書の内容に従い、当てはまるものに○をして下さい。				
	⑧雇用年月日	平成 年 月 日	⑨所定内賃金額	月額 円 日額 円 時給 円	
	⑩平成7年4月1日以降⑧の日までに①の労働者を常用労働者として雇用したことがありますか。 ある ・ ない (どちらかに○をしてください。)	⑪対象労働者の確認 印 (対象労働者本人が署名、捺印して下さい。)		①から⑩を確認しました。 氏名 ⑫	
	⑫平成7年4月1日以降、現在までに常用労働者を解雇したことがありますか。 1 ない。 2 解雇した事実はあるが、その全てが労働者の責めに帰すべき解雇である。 3 1、2いずれの場合にも該当しない。 (あてはまるもの一つに○をしてください。)				
	⑬雇用保険被保険者資格に 関すること	被保険者となった年月日 (平成 年 月 日) 被保険者番号			
	⑭り災証明書に 関すること	証明年月日 (平成 年 月 日) 証明番号			
	注 対象労働者が複数にわたる場合は、それぞれ別の用紙に記入してください。				
	※処理事項欄 (申請書において記入しないこと)	受付年月日	整理番号	決裁事項	

P.8

(表面)

様式第1号—2

被災者雇用奨励金雇用状況調査票

この調査票は、被災者雇用奨励金の活用状況と阪神・淡路大震災被災前の雇用状況を把握し、今後の雇用施策の立案のための基礎資料を作成するためのものです。

調査票には事業主の方がご記入いただく部分と対象労働者の方自身が記入いただく部分がありますので、必要事項をご記入の上、奨励金制度の受給資格決定申請の際、必要書類とともに提出して下さい。

なお、この調査票は統計調査以外の目的に使用することはありません。

I 事業主の方にお伺いします。

1 貴事業所の概要についてご記入下さい。

貴事業所の名称		記入担当者氏名	
雇用保険適用事業所番号		対象労働者氏名	
対象労働者勤務地	市・町	労働組合の有無	有 ・ 無
貴事業所従業員数	名	企業全体従業員数	名

業種(主なもの一つに○をして下さい)

① 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	② 繊維・同製品製造業
③ 木材・木製品・家具・装備品製造業	④ 出版・印刷・同関連産業
⑤ 窯業・土石製品製造業	⑥ 化学工業・石油・石炭製品・ゴム製品製造業
⑦ 鉄鋼業・非鉄金属・金属製品製造業	⑧ 一般・電気・輸送用・精密機械器具製造業
⑨ パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、武器、その他製造業	
⑩ 建設業	⑪ 電気・ガス・熱供給・水道業
⑫ 運輸・通信業	⑬ 卸売・小売業、飲食業
⑭ 金融・保険業	⑮ 不動産業
⑯ サービス業	⑰ その他

2 阪神・淡路大震災による被災状況について、あてはまるもの一つに○をして下さい。

- a. 建物の被害 ① 全壊 ② 半壊 ③ 一部損壊 ④ 被害なし
- b. 建物以外の(生産・販売等)設備 ① 全壊 ② 半壊 ③ 一部損壊 ④ 被害なし
- c. 在庫商品の被害 ① 全損 ② 半損 ③ 一部損壊 ④ 被害なし

3 震災直前と比較した現在の貴事業所の従業員数について、あてはまるもの一つに○をして下さい。

- ① 増加した ② 変化なし ③ 減少した

4 震災直前と比較した貴事業所の生産・売上高の状況について、あてはまるもの一つに○をして下さい。

- a. 震災後1ヵ月(H7年2月) ① 変化なし ② 減少(50%未満の減) ③ 減少(50%以上の減) ④ 増加
- b. 震災後3ヵ月(H7年4月) ① 変化なし ② 減少(50%未満の減) ③ 減少(50%以上の減) ④ 増加
- c. 現在(H7年7月) ① 変化なし ② 減少(50%未満の減) ③ 減少(50%以上の減) ④ 増加

II 労働者の方にお伺いします。

1 あなた自身のことについて、あてはまるものに○をするとともに、必要事項を記入して下さい。

- a. 年齢.....歳 b. 性別 男・女 c. 世帯主か否か 世帯主である・世帯主でない
- d. 現在の勤務地.....市・町 e. 現在の平均月収.....万円(1万円単位に四捨五入)
- f. 現在の住所.....市・町
- g. 現在までに転職をされたことがありますか ない・ある(.....回)
- h. 現在の職種 ① 専門技術職 ② 管理職 ③ 事務職 ④ 営業職 ⑤ 販売職
- ⑥ 技能職 ⑦ 保安職 ⑧ その他
- i. 現在の雇用形態 ① 正規職員 ② 季節労働者 ③ パートタイマー

《裏面も記入して下さい》

2 現在の企業に勤務される前、どのようにしておられましたか。あてはまるもの一つに○をして下さい。

- ① 他の企業等に勤務していた ② 勤務していない(新卒学卒者)
③ 勤務していない(自営) ④ 勤務していない(内職) ⑤ 勤務していない(その他)

3 前問で「①または③」と回答された方にお伺いします。以前経営、または勤務されていた企業の概要について、必要事項を記入するとともに、あてはまるもの一つに○をして下さい。

a. 前勤務先住所 府・県 市・町・村

b. 従業員数 ① 9人以下 ② 10～29人 ③ 30～99人 ④ 100～299人 ⑤ 300人以上

c. 業種 (主なもの一つに○をして下さい)

- | | |
|--|------------------------|
| ① 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 | ② 繊維・同製品製造業 |
| ③ 木材・木製品、家具・装備品製造業 | ④ 出版・印刷・同関連産業 |
| ⑤ 窯業・土石製品製造業 | ⑥ 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業 |
| ⑦ 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業 | ⑧ 一般・電気・輸送用・精密機械器具製造業 |
| ⑨ パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、武器、その他製造業 | |
| ⑩ 建設業 ⑪ 電気・ガス・熱供給・水道業 ⑫ 運輸・通信業 ⑬ 卸売・小売業、飲食業 | |
| ⑭ 金融・保険業 ⑮ 不動産業 ⑯ サービス業 ⑰ その他 | |

4 問2で「①他の企業等に勤務していた」と回答された方にお伺いします。以前の(最も最近勤務されていた)勤務先の職種等について、あてはまるもの一つに○をするするとともに、必要事項をご記入下さい。

a. 職種 ① 専門技術職 ② 管理職 ③ 事務職 ④ 営業職 ⑤ 販売職
⑥ 技能職 ⑦ 保安職 ⑧ その他

b. 雇用形態 ① 正規職員 ② 季節労働者 ③ パートタイマー

c. 勤務年数 年 d. 前職の平均月収 万円(1万円単位に四捨五入)

e. 離職の時期 ① 平成7年4月以降 ② 平成7年3月 ③ 平成7年2月 ④ 平成7年1月
⑤ 平成6年7月～12月 ⑥ 平成6年6月以前

f. 離職の理由 ① 自己都合 ② 使用者都合(解雇) ③ 退職勧奨による退職

5 以前の(最も最近勤務されていた)勤務先を離職された、あるいは事業・内職活動等を中止された理由は震災によるものですか。最も近いもの一つに○をして下さい。

- ① 震災によるもの ② 震災によらないもの ③ 震災以外の要因もあるが主は震災による

6 前問で「①または③」と回答された方にお伺いします。それは具体的にはどのようなものですか。あてはまるものすべてに○をして下さい。

- ① 事業所が(を)閉鎖 ② 事業所から解雇 ③ 家屋等が被災 ④ 本人のけが ⑤ 家族のけが
⑦ 通勤手段の途絶 ⑧ 仕事・事業をする意欲の減衰 ⑨ 遠隔地への配置転換 ⑩ 職種の変更
⑪ 給料等労働条件の悪化 ⑫ その他 ()

7 問5で「②または③」と回答された方にお伺いします。以前の(最も最近勤務されていた)勤務先を離職する理由について、あてはまるものすべてに○をして下さい。

- ① 勤務地 ② 職種 ③ 職務内容 ④ 賃金 ⑤ 雇用形態 ⑥ 福利厚生
⑦ 勤務時間・休日数 ⑧ 定年 ⑨ 退職勧奨があった ⑩ その他 ()

8 今回の就職にあたり、重要視した条件は次のどれですか。最も重要視したものの1つに○をするするとともに、特に重視されたものを3つまで選んで○をして下さい(計4つ以内で選んで下さい)。

- ① 勤務地 ② 職種 ③ 職務内容 ④ 役職 ⑤ 雇用形態 ⑥ 賃金 ⑦ 勤務時間・休日数
⑧ 自己の評価 ⑨ 企業の規模・知名度 ⑩ 企業の将来性 ⑪ 社風 ⑫ 教育訓練 ⑬ 定年年齢
⑭ 福利厚生 ⑮ その他 ()

9 今回の就職にあたり、どのような方法により求職活動を行われましたか。あてはまるものすべてに○をするするとともに、現在勤務されている企業の情報を最初に得たものについて、あてはまるもの一つに○をして下さい。

- ① 公共職業安定所の紹介 ② 就職情報誌の情報 ③ 縁故活動 ④ 学校の斡旋
⑤ 企業訪問 ⑥ その他 ()

P.10

様式第3号

被災者雇用奨励金支給申請書

平成 年 月 日

財団法人阪神・淡路大震災復興基金理事長 様

事業主住所 〒

名称

代表者氏名 印

平成 年 月 日付 第 号の2で受給資格決定を受けた労働者の被災者雇用奨励金の支給を下記のとおり申請します。

記

申請額		50万円	
対象労働者雇用事業所	名称	所在地 〒	
	雇用保険適用事業所番号	番 ()	
	事業所の事業内容(具体的に記入)	担当者職氏名	
	産業分類(あてはまるもの一つに○をして下さい) 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 運輸・通信業 卸売・小売業 飲食業 金融・保険業 不動産業 サービス業 その他		
対象者の状況	ふりがな		
	①対象労働者氏名		
	②生年月日	昭和 年 月 日	
勤況	③雇用年月日	平成 年 月 日	
	④平成7年4月1日以降、現在までに常用労働者を解雇したことがありますか。 1 ない。 2 解雇した事実はあるが、その全てが労働者の責めに帰すべき解雇である。 3 1、2いずれの場合にも該当しない。 (あてはまるもの一つに○をしてください。)		
振込先 雇用維持奨励金・被災者雇用奨励金代理人選任届及び振込先(変更)届のとおり			
※処理事項欄 (申請書において記入しないこと)		受付年月日 ・ ・	整理番号 決裁事項

様式第3号-2

対象労働者の雇用状況届出書

1 対象労働者の氏名及び現在の勤務先名(所属名)とその所在地

①対象労働者氏名 ②勤務先名
 ③勤務先所在地

2 雇入れの日から現在まで、1で記入した以外のところに勤務しましたか。

- ① 勤務していない
 ② 勤務した(雇入れの日から現在までの勤務先名及びその所在地について、転勤の月日もあわせて別用紙(様式は自由です。)に記入して下さい。)

3 雇入れから現在までの出勤状況を記入して下さい。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月																															
月																															
月																															
月																															
月																															
月																															
月																															
月																															
月																															
月																															

(注)出勤状況の記入は次の例によること。 公:公休日 出:出勤日 有:年次有給休暇 欠:欠勤

4 雇入れから現在までの賃金支給額を記入して下さい。

賃金支払対象期間	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日
賃金支払日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
賃金総支給額	円	円	円	円	円	円
賃金支払対象期間	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日
賃金支払日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
賃金総支給額	円	円	円	円	円	円

(注)1ヶ月単位で記入して下さい。賃金支払が月2回以上ある場合も、月単位にまとめて下さい。

奨励金の支給対象者にかかる勤務地、支給対象期間の出勤状況及び賃金支払状況は上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

事業主 住 所

名 称

代表者氏名

㊟

勤務地、出勤状況及び賃金支払状況は上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

対象労働者確認印

㊟

(対象労働者本人が署名・捺印して下さい)

(注)兵庫県最低賃金の日額2.2日分以上の額を毎月の賃金として6回以上支給した日、あるいは雇入れの日から6ヶ月経過した日のいずれか遅い日以降に支給申請を行って下さい。

P.1

阪神・淡路大震災により被害を受けられた 事業主、仕事をおさがしのみなさまへ

再就職の支援と雇用の維持のための制度についてのご案内

今回の震災で大きな被害を受けられたにもかかわらず、雇用の維持のために懸命の努力をしておられる企業の方々、企業の被災等により離職され、再就職を希望されているの方々などのために、県はさまざまな制度を活用し、事業主、勤労者のみなさまを支援しています。しかし、雇用を取り巻く環境にはまだまだ厳しさがあるため、県では離職者の方々の再就職を今後とも最優先の課題とし、同時に今後の新たな離職者の発生を防止するため、これらの雇用対策をさらに効果的にご活用いただきたいと思います。

このリーフレットは勤労者及び事業主の方に、それらの情報を提供するために、各種制度の概要をとりまとめたものです。利用可能と思われる制度がありましたら、各問い合わせ先にご確認いただくなどお役立てください。

被災離職者の再就職のために

事業主の方々へ — こんな助成金が支給されます —

- 1 被災者雇用奨励金：家屋が全・半壊した方々を雇い入れたとき
- 2 特定求職者雇用開発助成金：高年齢者、障害者等の特に就職が困難な方々を雇い入れたとき

1 被災者雇用奨励金（阪神・淡路大震災復興基金）

- 対象者 災害救助法適用地域を管轄するハローワーク管内（※1）に所在する事業所で、被災者を新たに雇い入れ、常用労働者として6か月以上継続して雇用した事業主
- 期 間 平成7年4月1日～平成8年3月31日の間の被災者の雇い入れを対象とする
- 支給額 雇い入れた被災者1人当たり50万円

（お問い合わせ先：県雇用開発課）

2 特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置

- 対象者 高年齢者（55歳以上⁶⁵~~64~~歳未満）・障害者等就職が特に困難な被災離職者及び45歳以上55歳未満の被災離職者をハローワークの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主
- 期 間 平成7年7月1日～平成8年1月22日の間の雇い入れを対象とする
- 支給額 雇い入れ後1年間（重度障害者は1年6ヵ月）に支払った賃金に次の率を乗じた額
 - ・ 高年齢者・障害者等の被災離職者 1/2（中小企業2/3）
うち重度障害者 2/3（中小企業3/4）
 - ・ 45歳以上55歳未満の被災離職者 1/3（中小企業1/2）

（お問い合わせ先：県職業安定課、最寄りのハローワーク）

仕事をおさがしの方々へ … こんな再就職のお手伝いがあります …

- 1 ハローワークでの再就職先のあっせん
- 2 合同就職面接会の開催
- 3 巡回職業相談の実施
- 4 職業能力開発の実施

1 ハローワークでの再就職先のあっせん

ハローワークでは積極的に求人開拓を行い、職業相談窓口で専門の職員を配置して、希望条件等を十分にお聞きしながら、再就職先のあっせんに努めております。また、地域への出張職業相談（1日ハローワーク）も行っています。

（お問い合わせ先：県職業安定課、最寄りのハローワーク）

2 合同就職面接会の開催

被災地の内外を問わず、県下全ハローワークがそれぞれの実情に応じた連携・協力をする事によって、被災離職者を含む求職者の早期再就職の促進を図るため、求人者・求職者が一堂に会した合同就職面接会を開催しています。

（お問い合わせ先：県職業安定課）

3 巡回職業相談の実施

神戸市内の各区に設けられた待機所に、ハローワーク職員が出張し、待機所居住者を対象に職業相談を行っています。

（お問い合わせ先：県職業安定課）

4 職業能力開発の実施

被災離職者を対象とした能力開発としては特別訓練の実施や、通常の離職者の訓練コースに被災者を優先的に受け入れを行っているほか、離職された自営業者の方々にも公共職業訓練期間中は訓練手当を支給するなど、再就職支援を行っています。

(1) 県立施設における今後の予定

	(募集期間)	(定員)	(訓練期間)	(場所)
建設機械コース	11/13 ～ 11/30	12名	12/15 ～ 2/27	明石
〃	12/11 ～ 12/26	12名	1/18 ～ 3/27	明石
OA経理コース	12月上旬	25名	1月中旬～、2ヵ月	神戸
大型自動車運転コース	12月上旬	30名	1月中旬～、2ヵ月	神戸、尼崎、高砂
機械コース	12月上旬	15名	1月中旬～、2ヵ月	神戸

(2) 雇用促進事業団立施設における今後の予定

	(募集期間)	(定員)	(訓練期間)	(場所)
電気設備工学科	11月中旬	30名	1月開始、6ヵ月	尼崎
金属加工科	11月中旬	30名	1月開始、6ヵ月	尼崎
電気設備工学科	11月中旬	30名	1月開始、6ヵ月	加古川

雇用の維持・確保のための 事業主のみなさまへの支援

1 雇用調整助成金制度の特例措置（休業等により雇用維持を図ったとき）

(1) 地域指定による特例措置

■対象者 災害救助法適用地域を管轄するハローワーク管内（※1）の事業主で、震災により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練または出向を行い雇用の維持を図った事業主

■適用期間 平成7年1月23日～平成8年1月22日

■助成率 出向・休業の場合 2/3（中小企業3/4）
教育訓練の場合 3/4（中小企業4/5）+訓練費1人1日当り3,000円

(2) 被災地域外に所在する下請事業所への特例措置

■対象者 災害救助法適用地域を管轄するハローワーク管内（※1）の親事業所の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練または出向を行い雇用の維持を図った前記ハローワーク管外の下請事業所の事業主

- ・ 一次下請事業所（総事業量等の1/3以上の取引等）の事業主
- ・ 上記の一次下請事業所と取引関係がある二次下請事業所（総事業量等の1/2以上の取引等）の中小企業事業主

■適用期間 平成7年2月24日～平成8年1月22日

■助成率 上記アと同じ

（お問い合わせ先：県職業安定課、最寄りのハローワーク）

2 雇用維持奨励金【阪神・淡路大震災復興基金】（休業等により雇用維持を図ったとき）

■対象者 上記1-(1)及び(2)の雇用調整助成金に同じ

■期 間 平成7～8年度（平成7年4月1日～平成8年3月31日の間に行われる雇用維持措置を対象とする）

■支給率 休業手当等の1/9（中小企業1/8）

（お問い合わせ先：県雇用開発課）

3 生涯能力開発給付金制度の特例措置

（配置転換等により新たな職務に就かせるための職業訓練を行ったとき）

■適用対象 平成7年7月1日～平成8年1月22日までの間に行われる職業訓練

■助成率 訓練経費及び訓練受講中の賃金の1/3（中小企業1/2）

（お問い合わせ先：県能力開発課）

4 中小企業事業転換等能力開発給付金制度の特例措置

（事業多角化を円滑に推進するための職業訓練を行ったとき）

■適用対象 平成7年7月1日～平成8年1月22日までの間に行われる職業訓練

■助成率 訓練経費及び訓練受講中の賃金の3/4

（お問い合わせ先：県能力開発課）

被災された勤労者、事業主への融資制度のご案内

1 労働福祉施設等整備資金融資

- 対象者 り災証明書の発行を受け、労働者住宅を整備する事業所
- 融資限度額 3, 0 0 0 万円
- 融資利率 年2. 8 % (一般貸付の場合は年3. 4 %)
- 償還期間 7 年以内 (6 ヶ月据え置き可)

(お問い合わせ先：県労働福祉課)

2 勤労者住宅資金融資災害特別貸付

- 対象者 自己居住の住宅に震災により、り災証明の発行を受け、県内に自己居住の住宅を新築し、購入し、増改築する者
- 融資限度額 8 0 0 万円
- 融資利率 年3. 2 5 % (ただし、元金据置き期間中は年3. 0 %)
- 償還期間 25年以内 (新築、購入の場合、5 年以内の据置き期間を設けることができます)

(お問い合わせ先：県労働福祉課)

3 中小企業退職金共済制度の特例措置

(1) 掛金の納付期限の延長措置

- 対象者 災害救助法適用市町(※2)の被災共済契約者
- 対象掛金 平成7 年2 月分以降
- 延長期間 1 年以内で申し出のあった期間

(2) 後納割増金の免除措置

上記①の申し出のあった期間の月分の掛金に係る後納割増金(延滞金)の免除

(お問い合わせ先：中小企業退職金事業団)

4 勤労者住宅資金の返済方法の変更

- 対 象 者 震災前にこの融資を受け、地震により一定以上の被害を受けた中小企業従業員
- 猶予の内容 り災割合により、5 年以内の元金据え置き期間を設けるとともに、返済期間を延長し、据置き期間中の利率を1. 5 %以内で引き下げる。

(お問い合わせ先：県労働福祉課)

(注) 利率は平成7 年1 0 月2 日現在のものです。

P 5

(3) 既設コースでの優先受け入れの今後の予定

	(募集期間)	(定員)	(訓練期間)	(場所)
福祉コース	10月中旬	20名	11月中旬～、1カ月	神戸
縫製コース	10月下旬	10名	12月上旬～、3カ月	神戸

(お問い合わせ先：県能力開発課)

そのほかこんな支援をしています

1 労働相談の開設

県下17ハローワークにおいて特別労働相談窓口を設置し、被災された事業主、求職者に対して雇用調整助成金や特定求職者雇用開発助成金をはじめとする各種助成金、失業給付の支給や職業紹介等についてきめ細かな相談援助を行っています。

(お問い合わせ先：県職業安定課、最寄りのハローワーク)

また、震災復興総合相談センター及び各県民局で、賃金・労働時間や労使関係について、相談を行っています。

(お問い合わせ先：県労働福祉課、震災復興総合相談センター)

2 公共事業就労促進法による失業者への雇用の場の確保

被災地域において計画実施される公共事業については、公共事業就労促進法の施行により一定割合の被災失業者の雇用が義務づけられています。事業主のみなさまには、その趣旨をご理解いただき法の順守に努めていただくとともに、公共事業での仕事を希望されるみなさまはハローワークにてご相談ください。

■対象地域 特別地域(※2)

■対象失業者 平成7年1月17日以降に失業し、上記地域内に居住する失業者及びそれ以外の失業者で上記地域内で行われる事業に従事していた者

■雇用の吸収率 40%以上

■対象職種 比較的技能を要しない簡単な仕事

(お問い合わせ先：県職業安定課)

※1：災害救助法適用地域を管轄するハローワーク管内

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、三田市、川辺郡、美濃郡、津名郡、三原郡

※2：公共事業就労促進法適用の特別地域、災害救助法適用市町

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名郡、三原郡

—— お問い合わせ先 ——

兵庫県雇用開発課（基金事業窓口）：078-360-0980、兵庫県労働福祉課：078-362-3360
兵庫県能力開発課：078-362-3367、兵庫県職業安定課：078-362-3378-3379

阪神県民局労政課：06-481-7641、東播磨県民局労政課：0794-21-1101
東播磨県民局西脇商工労政分室：0795 22 1616、西播磨県民局労政課：0792-81-3001
但馬県民局労政課：0796-23 1001、丹波県民局商工労政課：0795 72-0500
淡路県民局労政課：0799 22 3541

ハローワーク（公共職業安定所）：

神戸：078-393 1070、西神：078-991-1100、灘：078 291-8609、尼崎：06 428-0001
西宮：0798-71 3721、伊丹：0727-82-3414、明石：078-912-2277、加古川：0794 22-2567
西脇：0795 22-3181、姫路：0792 22 4431、姫路南：0792-37-6500、龍野：0791-62-0981
相生：07912 2-0920、豊岡：0796 23-3101、八鹿：0796-62-2217、柏原：0795-72-1070
洲本：0799 22-0620

震災復興総合相談センター：078 360 8511、中小企業退職金事業団：03-3436-0151



【 兵 庫 県 労 働 部 】

神戸市内に臨時公共職業安定所を緊急開設！

－雇用保険の特例措置に係るサービスを実施－

兵庫県労働部雇用保険課

阪神大震災により雇用保険を受給する方の増加が著しく、現在の庁舎では利用者の皆様のニーズに合った対応が難しくなることが予想されるため、被災に伴う雇用保険の特例給付の業務を専門に行う臨時公共職業安定所（緊急雇用保険サービスセンター）を以下のとおり開設することになりましたのでご利用下さい。

◎利用していただける事業所、受給者の範囲

今回の被災により、事業を休止又は廃止したことに伴い、離職に関する届出の提出をしようとする神戸公共職業安定所（三田出張所管轄を除く）及び灘公共職業安定所の管轄事業所並びに被災により同所で受給資格の決定、失業の認定を受け、又は受けようとする雇用保険の受給者。

◎業務内容

今回の被災により休業若しくは離職を余儀なくされた雇用保険の被保険者に係る離職に関する届出の提出・受理、離職票の交付、受給資格の決定、失業の認定。

◎業務開始 平成7年2月21日（火）

◎開設場所

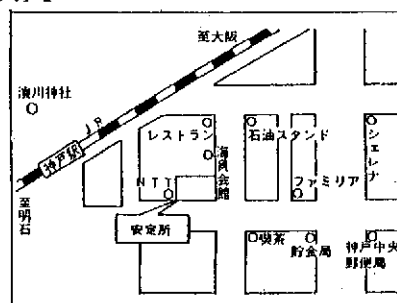
旧 神戸公共職業安定所庁舎（平成7年1月13日まで使用していた建物）

〒650 神戸市中央区相生町1丁目3の1

電話 078-360-1560

【略図】

JR神戸駅より
徒歩5分



◎問い合わせ先

神戸公共職業安定所 電話 078-393-1070

管轄区域：神戸市 中央区のうち旧生田区、兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、及び北区の一部（藤原台等の地域を除く）

灘 公共職業安定所 電話 078-291-8609

管轄区域：神戸市 中央区のうち旧葺合区、灘区、東灘区

臨時公共職業安定所 電話 078-360-1560（2/21日より通話可）

（緊急雇用保険サービスセンター）

「休業」と記入すること。

様式第4号 (移行処理用)
様式第9号(1) (移行処理用)

雇用保險被保險者

~~資格喪失届
区分変更届
転出届
氏名変更届~~

標準字體

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

（必ず裏面の注意事項を読んでから記載して下さい。）

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク）の所で折り曲げて下さい。

この用紙は、機感で処理しますので汚さないようにして、ください。

※帳票紙割		0氏名変更 1資格喪失 2区分変更 3届属		※修正項目番号		※修正箇所番号		1
101911				00		00000000		2
②被保険者番号		0000-00000000-0						3
③事業所番号		2801-00000000-0		④被保険者となった年月日		040401		4
⑤特種年金月日・転勤年月日 被保険者区分変更の年月日の前日		070116		⑥喪失原因・被保険者区分変更表示 1 死亡 2 退職 3 転勤 4 転居 5 転業 6 転居 7 転業 8 転居 9 転業 0 転居		⑦離職原状付希望 1 (有) 2 (無)		5
⑧新氏名		フリガナ(カタカナ)		00000000000000000000		⑧喪失時特種種類 0 (3種類)		6
※修正箇所		00000000000000000000				⑨離職元原用字実の有無 有 無		

① (フリガナ)	コウバ タロウ	⑫ 性別	⑬ 生年月日
被保険者氏名	神戸 太郎	(男)・女	(明治 大正 昭和)
⑭ 被保険者の住所又は居所	神戸市中央区相生町1-3-1		
⑮ 事業所名称	神戸工作所(株)	⑯ 氏名変更年月日	平成 年 月 日
⑰ 被保険者でなくなったことの原因、被保険者区分の変更が生じたことの原因又は転勤先事業所名称・所在地	地震による休業のため	⑱ 被保険者 確認印	
⑲ 1週間の所定労働時間 (() 時間 () 分)		承認 印	

雇用保険法施行規則第7条第1項・第12条の2・第13条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

住所 神戸市中央区中山手通5丁目3-1

平成 年 月 日

事業主 氏名 神戸工作所(株)

代表取締役 兵庫 一郎 (印)

電話掛号 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1098 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1298 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1398 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1498 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1598 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1698 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1796 1797 1798 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1818 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1830 1831

072-357-1311

公共職業安定所長廳

社会保険 労働士 記載欄	平成年月日、提出代行者、専業代理者の表示	氏 名	電話番号
		印	

備 考	
--------	--

*

所長	次長	課長	係長	係	操作者
----	----	----	----	---	-----

確認通知年月日			
平成	年	月	日

標準字 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(必ず裏面の注意事項を読んでから記載して下さい。)

[illegible]

⑬ (フリガナ)	コウバ タロウ	⑭ 性 別	⑬ 生 年 月 日
被保険者氏名	神戸 太郎	⑭ 男 ・ 女	⑬ 明治 大正 昭和 30 年 5 月 3 日
⑮	被保険者の住所又は居所 神戸市中央区相生町1丁目13		
⑮ 事業所名称	神戸工作所(株)	⑯ 氏名変更年月日	平成 年 月 日
⑰ 被保険者でなくなったことの原因、被保険者区分の変更が生じたことの原因又は転勤先事業所名称・所在地	地震による事業縮小のため		⑱ 被保険者 確認印
⑲ 1 週間の所定労働時間 (() 時間 () 分)			⑲ 30 分

住所 神戸市中央区牛山手通5丁目1-3

平成 年 月 日

事業主 氏名 神戸工務所(株)

代表取締役 兵庫 郎 (印)
電話番号 078-351-1311

公共職業安定所長殿

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号
		(印)	

備考	
----	--

✕

所長	次長	課長	係長	係	操作者
----	----	----	----	---	-----

確認通知年月日
平成 年 月 日

離職証明書の記載要領 (㊦) の場合

- ① 事業所が被災により一時的に離職も余儀なくされた被保険者の方が、この離職前の事業所に再雇用されることが予定されている場合でも雇用保険の受給が出来ます。
- ② 貸付形態は月給制で月額250,000円
貸付締切日は毎月25日の場合の例

赤字で表示下さい
離職年月日を記入のこと

雇用保険被保険者離職証明書 (事業主控)

① 被保険者番号	00000-00000000000	③ フリガナ	コウバ タロウ	④ 離職年月日 (変更年月日の前日)	平成 7 年 1 月 16 日
② 事業所番号	2801-00000000000	離職者氏名	神戸 太郎		
⑤ 名称	神戸工作所(株)		⑥ 離職者の住所又は居所		
事業所所在地	神戸市中央区中山手通5丁目3-1		電話番号 ()	-	
電話番号	078-351-1311				
⑦ (離職理由) ……該当するものを○で囲み、具体的な事情を記載すること。 イ、解雇 ロ、倒産による退職 ハ、契約期間満了 ニ、事業主の勧奨による退職 ホ、定年 (歳) ヘ、定年 (歳) 後の勤務延長又は再雇用の終了 (歳) ト、その他 地震による事業縮小のため 再雇用年月日 平成 8. 1. 16					
住所	神戸市中央区中山手通5丁目3-1		※離職票交付 (交付番号)	平成 年 月 日 番)	
事業主氏名	代表取締役 兵庫 一郎				
離職の日以前 (被保険者区分変更の日前) の貸付支払状況等					
⑧ 被保険者期間算定対象期間		⑨ ⑩ 貸付支払対象期間	⑪ ⑫ 貸 金 額	⑬ 備 考	
⑧-1 一般被保険者等 (短時間以外・短時間)	⑧-2 短期雇用被保険者	⑩-1 離職日 (被保険者区分変更日の前日)	⑪-1 基礎日数	⑫-1 ④	⑫-2 ③
離職日の翌日 (被保険者区分変更日)	1/17	離職月 3 月 12 日	22 日	未計算	
11月17日~12月16日	月 30 日	11月26日~12月25日	30 日	250,000	
10月17日~11月16日	月 31 日	10月26日~11月25日	31 日	250,000	
9月17日~10月16日	月 30 日	9月26日~10月25日	30 日	250,000	
8月17日~9月16日	月 31 日	8月26日~9月25日	31 日	250,000	
7月17日~8月16日	月 31 日	7月26日~8月25日	31 日	250,000	
6月17日~7月16日	月 30 日	6月26日~7月25日	31 日	250,000	
月 日~月 日	月 日	月 日~月 日	日		
月 日~月 日	月 日	月 日~月 日	日		
月 日~月 日	月 日	月 日~月 日	日		
月 日~月 日	月 日	月 日~月 日	日		
月 日~月 日	月 日	月 日~月 日	日		
月 日~月 日	月 日	月 日~月 日	日		

兵庫県南部地震による被災地域の 中小企業に勤務されていた労働者の皆様へ

賃金の支払の確保等に関する法律に基づく

「未払賃金の立替払制度」のご案内

このたびの兵庫県南部地震により被災された皆様には、心よりお見舞申し上げますとともに一日も早い再興をお祈り申し上げます。

今回の地震による被害を受けられた皆様の中には、お勤めになっていた企業も地震によって直接被害を受けることにより、事業活動が停止し、賃金支払のための資金確保に支障をきたすなど事実上の倒産状態となっているため、賃金の支払いを未だ受けていない方も相当数いらっしゃると思います。

このような被災地域^{*}で働いていた皆様のために、できるだけ早く手続を進めることができるよう本年2月20日から4月20日まで、「未払賃金の立替払」の相談と申請を集中的に受け付ける専門の窓口を設けることといたしました。賃金が未払となっている労働者の方はご相談下さい。

I 未払賃金の立替払制度の内容

未払賃金の立替払制度とは、企業が倒産したため、賃金が支払われないままに退職した労働者に対して、その未払賃金のうち一定範囲（8割相当額）を国が事業主に替わって立替払をする制度です。

立替払ですので、立替えた賃金債権の請求権は、国が取得することになります。

II 立替払を申請できる方

労災保険の適用事業として1年以上にわたり事業活動を行ってきた中小企業に使用されていた労働者で、兵庫県南部地震の直接的な被害により企業が倒産する事態に至り、退職したものの定期賃金等が未だ支払われず、今後も支払われる見込みがない方々です。

^{*} 被災地域

兵庫県

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名郡（津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町）、三原郡（緑町、西淡町、三原町、南淡町）

大阪府

大阪市、豊中市、池田市、吹田市、箕面市

P.2

Ⅲ 立替払の対象となる未払賃金

立替払の対象となる「未払賃金」は、退職日（例えば平成7年1月17日）の6か月前までの賃金で、支払期日が到来しているにもかかわらず、支払いを受けられない「定期賃金」及び「退職手当」（未払賃金の総額が2万円未満の場合を除く）です。
なお、立替払の額には、年齢ごとに上限額が定められています。

Ⅳ 今回の立替払の請求手続

今回の立替払を受けるには、次の手続を必要としますが、請求手続に使用する申請用紙は、各労働基準監督署に用意してありますのでお申し出ください。

1 対象企業の認定

- (1) 倒産した企業の本社を所轄する労働基準監督署長に「認定申請書」を提出して、企業が倒産して事業活動が停止し、再開する見込がなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定（以下「倒産の認定」といいます。）を受けて下さい。

認定は、労働者の代表が一度行えばよいこととされておりますので、本社に勤務する労働者が代表として本社を所轄する労働基準監督署長に申請されることをお勧めします。

- (2) 立替払の相談と申請を集中的に受け付けることとしている期間は、平成7年2月20日から4月20日までです。

- (3) 認定申請には、申請される方の身分証明書及び印鑑等のほか、会社の賃金台帳、就業規則、出勤簿等の労務関係書類及び財務関係がわかる書類が必要とされておりますので、事業主や労務担当者とともに労働基準監督署に申請に来られるようお願いします。

混雑も予想されますので、事前に問い合わせされることをお勧めします。

認定申請を行う方は労働者の代表1名ですが、若干名の同僚が同行することは差し支えありません。

認定申請時に持参していただきたい資料

（焼失等で資料がないなどお困りの方は、窓口にお問合せ・ご相談下さい）

- ①写真付き身分証明書、印鑑
 - ②事業場（会社）の罹災証明書
 - ③労働保険概算保険料申告書等労災保険番号が記載されている書面
 - ④賃金台帳、⑤出勤簿（タイムカード）、労働者名簿
 - ⑥就業規則（賃金規程、退職金規程を含む）
 - ⑦商業登記簿又は営業許可書（廃業届を含む）、⑧直近の決算報告
 - ⑨会社の土地、建物の登記簿
 - ⑩会社の主な資産状況がわかる書類（預金・有価証券残高証明書、
売掛債権・換金可能な動産一覧表）
- その他の労務、財務関係資料

2 未払賃金の額等についての確認

前記 1 の倒産の認定を受けた後に、労働基準監督署長に「確認申請書」を提出して、未払賃金の額等の確認（以下「確認」といいます。）を受けて下さい。

確認申請は、労働者の方が各人ごとに、勤務していた事業場（本社、支店、工場など）を所轄する労働基準監督署長に行いますので、事業場ごとにまとめて申請されることをお勧めします。

確認を円滑に行うために、申請される方の写真付き身分証明書及び印鑑等のほか、給与明細書、昇給辞令、給与振込み記録のある銀行通帳など、賃金額のわかる書類をご持参下さい。特に、退職金についても申請される方は、退職金規程写などの支給額の算定できる資料を添付して下さい。

確認申請時に持参していただきたい資料

（焼失等で資料がないなどお困りの方は、窓口にお問合せ・ご相談下さい）

- ①写真付き身分証明書、印鑑
- ②振込みを希望する申請者本人名義の預金通帳
- ③支給賃金額のわかる書類（賃金台帳、労働契約締結時の賃金に関する書面、給与明細書、昇給辞令、給与振込み記録のある銀行通帳など）
- ④就業規則（賃金規程、退職金規程を含む）、労働協約
- ⑤解雇辞令、⑥出勤簿（タイムカード）、⑦労働者名簿
- その他の労務関係資料

なお、認定申請時に提出済の書類は省略できます。

3 立替払の請求書の提出

確認が済みますと「確認通知書」とともにお渡しする「立替払請求書」等に振込みを希望する銀行口座等必要な事項を記入し、

労働福祉事業団 〒101 東京都千代田区神田小川町2-5
（担当：賃金援護部 審査課） ☎ 03-3292-8871

へ郵送により提出して下さい。

後日、請求された方が指定した金融機関に立替払金額が振り込まれます。

V 立替払ができない企業

- ①雇用調整助成金の特例的な適用を受けている企業
 - ②労働者が休業者への失業給付の特例支給を受けている企業
 - ③災害復旧貸付制度等を利用している企業
- は、倒産したと認められませんので、立替払はできません（利用予定も同じ）。

*不正受給について

偽りその他不正の行為により立替払金の支給を受けたときは、立替払金額の2倍の額の納付を命じられるほか、刑事責任を問われることになります。

神戸東労働基準監督署 〒650 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第二地方合同庁舎2階 ☎078-332-5353
(神戸市のうち東区、中央区) フリーダイヤル 0120-504700

神戸西労働基準監督署 〒652 神戸市兵庫区水木通10-1-5 ☎078-576-1831
(神戸市のうち兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、北区、西区) フリーダイヤル 0120-554700

尼崎労働基準監督署 〒660 尼崎市東灘波町4-18-36 尼崎地方合同庁舎 ☎06-481-1541
(尼崎市) フリーダイヤル 0120-576700

伊丹労働基準監督署 〒664 伊丹市昆陽1-1-6 ☎0727-72-6224
(伊丹市、川西市、三田市、川辺郡、多紀郡) フリーダイヤル 0120-580700

西宮労働基準監督署 〒662 西宮市浜町7-35 ☎0798-26-3733
(西宮市、芦屋市、宝塚市、神戸市のうち東灘区) フリーダイヤル 0120-588700

加古川労働基準監督署 〒675 加古川市野田町良野269-10 ☎0794-22-5001
(高砂市、加古川市、明石市、小野市、三木市、加古郡、美嚢郡) フリーダイヤル 0120-565700

淡路労働基準監督署 〒656 洲本市桑間280-2 ☎0799-22-2591
(洲本市、津名郡、三原郡) フリーダイヤル 0120-568700

兵庫労働基準局監督課 〒650 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第二地方合同庁舎4階 ☎078-332-7000
フリーダイヤル 0120-601700
FAX078-332-7041

大阪中央労働基準監督署 〒540 大阪市中央区谷町4-8-13 ☎06-941-0451
(大阪市のうち中央区、東成区、城東区、天王寺区、浪速区、生野区)

阿倍野労働基準監督署 〒545 大阪市阿倍野区松崎町3-14-12 ☎06-621-5422
(大阪市のうち住之江区、住吉区、西成区、阿倍野区、東住吉区、平野区)

天満労働基準監督署 〒530 大阪市北区同心1-1-17 ☎06-358-0261
(大阪市のうち北区、都島区、旭区)

大阪西労働基準監督署 〒550 大阪市西淀川区江1-22-11 ☎06-531-0801
(大阪市のうち西区、港区、大正区)

西野田労働基準監督署 〒554 大阪市北花区西9条5-3-63 ☎06-462-8101
(大阪市のうち北花区、西淀川区、福島区)

淀川労働基準監督署 〒532 大阪市淀川区新北野1-9-26 ☎06-302-4321
(大阪市のうち淀川区、東淀川区、池田市、豊中市、箕面市、豊能郡) フリーダイヤル 0120-574321

北大阪労働基準監督署 〒573 大阪市枚方市東田宮1-6-8 ☎0720-45-1141
(大阪市のうち鶴見区、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四条畷市、交野市)

茨木労働基準監督署 〒567 茨木市上藤東町1-6 ☎0726-22-6871
(茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、三島郡)

大阪労働基準局監督課 〒540 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館 ☎06-949-6490
フリーダイヤル 0120-431110
()は監督署の管轄区域 FAX06-942-4793

なお、内容のお問合せ、申請書類の交付については、最寄りの労働基準局、労働基準監督署でも受付けております。



社会保険に加入されている皆様へ

政府管掌健康保険、厚生年金保険、船員保険、国民年金等に加入されている方、年金を受けられている方へ

兵庫県南部地震による被災地の皆様方に心からお見舞い申し上げます。

兵庫県福祉部保険課 兵庫県福祉部国民年金課

〒 650 神戸市中央区下山手通5-10-1

保 險 課 ☎ (078) 341-7711 (内線 3034)

国民年金課 ☎ (078) 341-7711 (内線 3071)

P. 2

この度の兵庫県南部地震により災害を受けた皆様に対し、健康保険、厚生年金保険、船員保険及び国民年金等については、災害特別措置として次の措置を行いますのでお知らせします。

被保険者証（健康保険証）等がなくても病院で受診できます

- 被保険者証等を焼失又は自宅に残したまま避難し、病院の窓口で提示できない場合には、その旨と氏名、生年月日及び勤務する会社名（国民健康保険及び老人保健の加入者の場合は、住所）を病院の窓口で申し出ることにより受診できます。

また、災害救助法の適用を受けた地域にお住まいの方で、①住家が全半壊、全半焼又はこれに準じて被災された場合、②主たる生計維持者の方が死亡又は重い傷病を負われた場合、病院に申し出れば、2月末日までは、医療費の一部負担と入院中の食事に係る負担について支払いが猶予されます。

なお、生活保護その他の公費負担の医療を受けられる方も同様の扱いですので、その旨病院に申し出てください。

- 健康保険及び船員保険の被保険者証等の再交付申請は、会社を経由しなくても本人の申請で受け付けます。

振込通知書、支払通知書がなくても年金を受け取ることができます

- 2月15日支払いの国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金を銀行等で受け取ることとされている方は、指定した銀行等の店舗が被災したり社会保険庁から送付された振込通知書が着かない場合でも、指定した預金口座に振り込まれ、本店及び他の店舗で受け取ることができます。

郵便局の貯金口座への入金扱いとされている方は、利用されている郵便局が被災したり社会保険庁から送付された支払通知書が着かない場合でも、指定した貯金口座に入金され全国の郵便局で受け取ることができます。

兵庫県内及び大阪府大阪市、豊中市、池田市、吹田市、箕面市内の指定した郵便局の窓口で現金により受け取ることとされている方は、この地域内であればどの郵便局でも受け取ることができ、年金証書又は支払通知書を紛失された方でも、どちらかを持参すれば受け取ることができます。両方とも紛失された方は、お近くの郵便局又は社会保険業務センター（03-3334-3131）にご相談ください。

老齢福祉年金を受け取るには国民年金証書が必要となりますが再交付します

- 老齢福祉年金を受け取る場合には、国民年金証書が必要となりますので、年金証書を焼失等された方は、市区町に申請していただければ、再交付します。

年金が支給停止となっている方についても支給停止を解除し、年金を支給します

- 所得制限により支給停止となっている障害・遺族基礎年金及び老齢福祉年金の受給者で、災害を受けられた方は、被災状況届（市区町の年金担当窓口にて備えてあります。）を市区町へ届けていただければ支給停止を解除し年金を支給します。

保険料の納付期限が当分の間延長されます

- 兵庫県神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、三木市、洲本市、津名郡、三原郡西淡町及び大阪府豊中市内の会社等については平成6年12月分以降の政府管掌健康保険、厚生年金保険、船員保険の保険料及び児童手当の拠出金の納付期限が、当分の間、延長されます。（延長後の納付期限については、後日お知らせします。）

また、これらの地域以外の会社等も含めて被災により納付期限までに納めることが困難な場合は、社会保険事務所の窓口へ申請すれば、猶予される場合があります。

なお、平成7年1月17日以降に納付期限が到来する任意継続被保険者、第四種被保険者及び高齢任意加入被保険者に係る保険料についても同様に扱われます。

災害を受けた国民年金の加入者の方は、保険料の納付が免除されます

- 災害を受けた国民年金の加入者で保険料の納付が困難な場合は、市区町の窓口へ申請すれば、平成6年12月分から保険料の納付が免除されます。

なお、免除された期間は、今後、10年の間に追納ができます。

現況届の提出期限が延長されます

- 国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金を受けておられる方については、毎年1回、誕生月の末日までに、引き続いて年金を受ける権利があるかどうかを確認するための「現況届」を提出していただくことになっていますが、兵庫県神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、三木市、洲本市、津名郡、三原郡西淡町及び大阪府豊中市内にお住まいの1月、2月及び3月生まれの方については、提出期限を4月末日まで延長します。

〔お問い合わせ先〕

- ◎ 詳しいことは、お近くの社会保険事務所にお問い合わせください。
- ◎ 社会保険庁の社会保険相談フリーダイヤル 0120-700-668（無料）でも受付けております。

（月曜日～金曜日 10時00分～16時00分）

【裏面に社会保険事務所の一覧があります。】

P.4

社会保険事務所一覧

社会保険事務所	☎	所 在 地	電 話 番 号
三 宮 (※当分の間の 取扱い)	651	神戸市中央区雲井通4-2-2 神戸いすゞカルトビル 5階(中央区役所東隣) 三宮年金相談サービスセンター (社会保険の各種届書、請求書等の受付・相談)	(078) 242-1444
	651	神戸市中央区熊内橋通4-2-14 三宮社会保険事務所熊内庁舎 (事務処理等)	
須 磨	654	神戸市須磨区磯馴町4-2-12	(078) 731-4381
東 灘	658	神戸市東灘区住吉宮町1-11-17	(078) 811-8221
兵 庫	652	神戸市兵庫区駅前通1-3-1	(078) 577-0055
姫 路	670	姫路市北条字中道250	(0792) 24-6361
尼 崎	660	尼崎市東難波町2-17-55	(06) 482-1631
明 石	673	明石市鷹匠町12-12	(078) 912-4916
西 宮	663	西宮市津門大筒町6-8	(0798) 33-1285
豊 岡	668	豊岡市泉町4-20	(0796) 22-3196
加 古 川	675	加古川市加古川町北在家30	(0794) 27-4511

阪神・淡路大震災による健康保険の一部負担金等の免除について（お知らせ）

今回の震災における健康保険の一部負担金及び入院時の食事療養に係る標準負担額の免除される期間は、平成7年5月31日までです。

なお、平成7年度市町村民税の非課税世帯の方等は、平成7年6月1日から平成7年12月31日までの期間、一部負担金に限って免除されますので、お知らせします。

- 1 震災により被害を受けた方で、住家が全半壊（焼）した場合、又は主たる生計維持者が死亡若しくは重篤な傷病を負った場合で、次のいずれかに該当する被保険者、及びその被扶養者について、一部負担金が免除されます。
 - (1) 平成7年度の市町村民税が非課税である場合
 - (2) 平成7年度の市町村民税が震災により全額免除である場合
 - (3) 入院時の食事療養に係る標準負担額の減額を受けられることにより、生活保護法の規定による要保護とならない場合
- 2 前記1に該当する被保険者等は、「一部負担金等免除申請書・標準負担額減額申請書」（社会保険事務所にあります。）により、必要書類を添付して管轄する社会保険事務所へ申請してください。
同申請に基づき、「一部負担金等免除認定証」と「標準負担額減額認定証」を兼ねた認定証を交付しますので、病院等の窓口で健康保険被保険者証等とこの認定証を提示し、受診してください。
必要書類
 - (1) 平成7年5月31日までに「健康保険一部負担金等免除認定証」の交付を受けているときは、その認定証。（認定証を添付できないときは、健康保険被保険者証等。）
 - (2) 次のいずれかの書類（ただし、上記(1)の認定証を添付できるときは不要です。）
 - ① 住家が全半壊（焼）した場合
ア り災証明書 イ 仮設住宅入居契約書 ウ 一時使用住宅入居契約書等
 - ② 主たる生計維持者が死亡若しくは重篤な傷病を負った場合
世帯全員の住民票と生計維持関係が判別できる所得証明書及び死亡診断書、埋葬許可証又は災により1か月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等
 - (3) 次のいずれかの書類
 - ① 前記1の(1)に該当する場合 → 平成7年度市町村民税非課税証明書
 - ② 前記1の(2)に該当する場合 → 平成7年度市町村民税の全額が免除されることを明らかにした非課税証明書等
 - ③ 前記1の(3)に該当する場合 → 福祉事務所長の「健康保険標準負担額減額認定該当」と記載された保護申請却下通知書
- 3 平成7年度市町村民税非課税証明書の発行時期が、震災対応のため変更されているため、前記2の(3)の①、②の証明書については、平成6年度市町村民税非課税証明書、又は平成6年度のうち震災後の納付期限に係る市町村民税の全額が免除されていることを明らかにした徴収税額変更通知書等でも差し支えないこととしますが、平成7年度の市町村民税が非課税又は全額免除に該当しなくなったときは、その旨を社会保険事務所に申し出てください。
- 4 一部負担金等の免除の認定を受けていない間は、一部負担金を一旦、負担していただくこととなりますので、免除認定を受けた後、領収書を添えて社会保険事務所に還付申請をしてください。

兵庫県福祉部保険指導課
社会保険事務所

平成 06 年度

国民健康保険料災害減免申請書

神戸市 長田 区長 様

下記のとおり保険料の賦課 (現年度 過年度) につき減免申請いたします。

平成 7 年 6 月 日

申 納 付 請 義 務 者 者	被保険者証番号 _____	(連絡先)	
	住所 長田区 _____ 町・通 _____ 氏名 _____ 生年月日 _____ (印)	住所 〒 _____ 連絡先 電話 () _____	_____ 方書・様方
減 免 申 請 理 由	阪神・淡路大震災 (平成7年1月17日) により 住家に被害を被, ため	保険料額 _____ 円	平成 6 年 8 期分 より 平成 年 10 期分 まで 3 期分
		該 当 事 由	1. 死亡 2. 障害 3. 生保 ④ 住宅 5. 家財 6. 農作物
		障 害 者 手 帳	受付機関 _____ 申請年月日 _____
		交 付 申 請 状 況	平成 年 月 日
		災害による死亡 災害による生保 損 害 の 程 度	全焼・全壊 半焼・半壊

平成 年 月 日

なお、本件の減免申請を

(氏名) _____ に委任します。

氏名 _____ 印

(表面)

国民健康保険一部負担金等免除申請書

被保険者証記号番号		記号	番 号					
世 帯 主	住 所					生年月日	・ ・	
	氏 名					性別	男 ・ 女	
被 保 険 者	住 所					生年月日	・ ・	
	氏 名					性別	男 ・ 女	
被 保 険 者	住 所					生年月日	・ ・	
	氏 名					性別	男 ・ 女	
被 保 険 者	住 所					生年月日	・ ・	
	氏 名					性別	男 ・ 女	
被 保 険 者	住 所					生年月日	・ ・	
	氏 名					性別	男 ・ 女	
被 保 険 者	住 所					生年月日	・ ・	
	氏 名					性別	男 ・ 女	
免除を申請する理由		阪神・淡路大震災により						
		1 住家が全半壊（全半焼）したため 2 世帯主が死亡又は重篤な傷病をおったため 3 世帯主が事業を廃止又は休止したため 4 世帯主が失業し、現在収入がないため 5 その他（ ）						

以上申請します。

平成 7 年 月 日

申請者（世帯主が記入すること）

住所

氏 名

④

神戸市 区長 様

(裏面)

※申請をする際には、被保険者証を提出するとともに、必要に応じて以下の証明書類を添付して下さい。

証 明 書 類	申 請 理 由
り災証明書	住家の全半壊・全半焼の被災をしたため
死亡診断書・死体検案書・医師の証明書	世帯主がり災により死亡したため
医師の診断書	世帯主がり災により重篤な傷病を負ったため
①公的に交付される書類で、事実の確認が可能なもの（離職証・雇用保険受給者証等） ②世帯主による申立書及び事業主等による証明（①による確認が困難な場合のみ）	世帯主がり災により業務を廃止・休止したため、又は失業し、現在収入がないため

※この欄は証明書の添付ができない方のみ記入してください。

証明書類の添付 ができない理由										
(※欄に記入された方の関係者の方が記入してください。)										
申請者				の申立が正しいことを証明します。			平成7年 月 日			
・氏名	㊦									
・住所										
・申請者との関係										
・氏名	㊦									
・住所										
・申請者との関係										
神戸市 区長様										
(決定事項) ☐ 認 定 ☐ 却 下				決 裁	課 長	係 長	係	処 理	資 格	受 付
免除措置開始年月日	平成7年	月	日		平成	年	月	日		

(表面)

国民健康保険係、福利係へご来庁の方へ

この度の地震で被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

さて、この度の震災に伴う特例措置を裏面のとおりに実施しております。

これらの特例措置のため一時に多数の方が来庁されますので、以下のようにお並びになりお待ちいただいております。長時間お待ちいただき大変ご迷惑をお懸けしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 国民健康保険加入者(老人保健<満70才以上等>、社保等の方除く)

(1)①医療費(一部負担金)の免除証明書の交付と国民健康保険料 →①青い整理券
の減免申請のみの要件の方、配付の列へ

②国民健康保険証とり災証明書(半壊半壊以上)持参の方
(こちらの列は早めに受付できます。)

※受付の時点で機械打ちされている免除申請書を渡された方は
保険料の減免はこちらの方で処理済です。申請の必要はありません。

(2)上記要件を含む国民健康保険業務全般の要件の方

→②赤い整理券
配付の列へ

{一部負担金等(医療費)還付申請含む}

注1.(1)の条件に合う方で一部負担金等の還付申請も併せて申請
される場合はこちらの列ですが、一部負担金等の還付申請
は支払ってから2年間以内は申請できますので、お急ぎで
ない場合は取り合えず青い整理券配付の列で免除証明書
の交付と保険料の減免申請を済ませ、一部負担金の還付
申請は後日されるようお勧めいたします。

注2. また、老人福祉医療受給者(満65才~69才)で免除証明書
の交付も保険料の減免申請も手続済の方で外来1000円/月
の還付申請のみの方は白い整理券の列へお越しください。

2. 老人保健<満70才以上等、社保等含む>、福利係業務全般の方

→③白い整理券
配付の列へ

{医療費(一部負担金)の免除証明書の交付}
{老人医療費還付申請}

注) 国民健康保険料の減免申請は赤い整理券の窓口へお廻り
ください。但し、保険料の減免申請は5月末まで受付で
きますので、改めて後日されるようお勧めいたします。

3. 国民健康保険の加入、脱退の手続

→1階3番窓口へ

(裏面)

阪神・淡路大震災による国民健康保険等の特例措置

1. 一部負担金等の免除

この度の震災で次のいずれかの要件に該当した方については、医療機関に支払う一部負担金（一般は医療費の3割）及び入院時食事療養費の標準負担額（通常 600円／日）が下記期間免除されます。（食事療養費標準負担額は平成7年4月末まで）

- | | (免除期間) | (必要書類) |
|-----------------------------------|------------|--------------------------|
| (1)住家が全半壊、全半焼の被災をされた方 | 平成7年12月末まで | ・り災証明書 |
| (2)主たる生計維持者が震災により死亡または重篤な傷病を負われた方 | 〃 | ・死亡診断書または死体検案書または診断書 |
| (3)主たる生計維持者が震災により業務を廃止または休止された方 | 平成7年9月末まで | ・店舗・事業所等のり災証明書、廃業届出など |
| (4)主たる生計維持者が震災により失職し、現在収入がない方 | 〃 | ・離職証明書、雇用保険受給資格者証、解雇通知など |

※保険証と印鑑は必要

また、上記要件に該当する方で、平成7年1月17日以降の診療において、既に一部負担金をお支払いされた場合は還付申請されれば後日口座振込で返還します。

※必要書類 領収書

2. 国民健康保険料の減免

この度の震災で次のいずれかの要件に該当した方については、平成6年度8～10期分（1～3月請求分）の保険料が下記割合で減額または免除されます。

- | | (減免割合) | (必要書類) |
|----------------------------|--------|-------------|
| (1)震災により納付義務者が死亡した場合 | 全額 | 死亡診断書、死体検案書 |
| (2) 〃 生活保護を受けることになった場合 | 〃 | 生活保護決定通知書 |
| (3) 〃 障害者となった場合 | 9/10 | 障害者手帳 |
| (4)住宅または家財の損壊程度が半壊・半焼以上の場合 | | り災証明書 |

※保険証と印鑑は必要

平成5年中 合計所得金額	減 免 割 合	
	半壊・半焼の世帯	全壊・全焼の世帯
500万円以下	1/2	全額
750万円以下	1/4	1/2
1000万円以下	1/8	1/4

- (5)震災により納付義務者が農作物の収入に被害を受け、一定要件該当の方

注意) 保険料が減免された場合は、後日（5月末まで）に保険料のお知らせと減免後の納付書を送り直しますので、すでに送られた納付書ではなくその納付書でお納めください。＜但し、全額免除された場合は納付書は送りません。＞

5 融資関係

1. 政府系金融機関の復旧貸付	471
2. 住宅金融公庫の資金をご返済中の皆様へ 住宅金融公庫大阪支店	472
3. さくら銀行のお客さまへ	474
4. 神戸市中小企業融資（震災復旧特別融資、償還期間の延長）	475
5. 政府系金融機関の災害復旧融資のご案内（直接貸付）	477
6. 兵庫県南部地震個人向け特別低利融資制度のご案内	478
7. 年2.5%の緊急災害復旧資金	479
8. 政府系金融機関の災害復旧貸付の貸付利率が引き下げられました	480
9. 緊急特別資金（震災貸付）	481
10. 神戸市災害復興住宅特別融資（個人向け）について	482
11. 利子補給のお知らせ	485

政府系金融機関の災害復旧貸付

震災により被害を受けられた中小企業者の皆様は、ご利用ください！

☆取扱期限：平成8年7月31日まで（この日までに貸付を受ける必要があります。また、兵庫県信用保証協会の保証の利用をご希望の場合は、保証の申込期限が異なりますので、詳細は遅くとも5月31日までに金融機関にお問い合わせください。）

☆災害復旧貸付

平成7年10月19日現在

	国民金融公庫	中小企業金融公庫	商工組合中央金庫
融資対象者	災害により影響を受けている者		
融資利率	3.15%	3.15%	2.8%（当初10年間）
融資限度額	6,000万円	3億円	20億円
融資期間	設備 15年（2年） 運転 10年（2年）	設備 15年（2年） 運転 10年（2年）	設備 20年（3年） 運転 10年（3年）

※利率は変更されることがあります。

うち特別被害者に対する貸付制度

融資対象者	《直接被害者》 事業所又は主要な事業用資産の損失額が次のいずれかであること ・被害時の価額の70%以上 ・年間総事業収入の10%以上	
融資利率	当初3年間	3.0%（利子補給により実質2.5%）
	4・5年目	3.0%
	6年目以降	3.15%
融資限度額	3,000万円	
融資期間	15年以内（うち据置5年以内） 商工中金は設備20年（5年）	

※ 市町長が発行する特別被害証明書が必要です。

被害証明書を受けられた方にも貸付制度がありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

☆利子補給

直接被害の「特別被害証明書」を受け、市町長発行の事業所の建物の全壊・半壊の「り災証明」を受けた中小企業者に年2.5%（県・神戸市の融資制度と合わせた融資額のうち2,000万円以下の部分）の利子補給（予算の範囲内）を当初3年間実施することとしております（詳しくは下記にお問い合わせください）。

☆無担保・無保証人による保証限度額の利用

直接被害を受けられた方は、兵庫県信用保証協会の保証を活用して無担保・無保証人で利用できるとなりました（り災証明書が必要です）。既に無担保・無保証人で利用された場合など保証協会の保証残高、納税要件及び従業員要件等により利用できない場合があります。なお、保証料は、保証残高が500万円を超えると0.9%です。

★お問い合わせ先★

●国民金融公庫	神戸支店 ☎(078)341-4981	東灘支店 ☎(078)854-2900
	尼崎支店 ☎(06)481-3601	明石支店 ☎(078)912-4114
●中小企業金融公庫	神戸支店 ☎(078)362-5961	
●商工組合中央金庫	神戸支店 ☎(078)391-7541	尼崎支店 ☎(06)481-7501
●兵庫県信用保証協会（保証関係）	☎(078)393-3900（代）	

平成7年2月

住宅金融公庫の資金をご返済中の皆様へ

住宅金融公庫大阪支店

お 知 ら せ

このたびの「兵庫県南部地震」により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

住宅金融公庫では、このたびの災害により被害を受けられた公庫融資ご返済中の皆様に次のとおりお知らせしますので、何卒お気軽にご相談ください。

1. 返済方法の変更について

現在公庫融資をご返済中の方で、今回の災害を受けられた方々に対しまして、お申し出により被災の程度に応じ、次のとおり返済方法の変更を行います。

なお、被災された方から返済が遅れる旨の申し出があった場合には、最大90日間の返済猶予（延滞損害金の免除）をいたします。

(1) 変更内容

①返済金の払い込みの据置（1～3年）

据置期間中については、元金・利息の支払いは必要ありません。据置期間終了後、期間中の利息を通常の元金・利息に加えてお支払いいただきます。

②据置期間中の利息の引き下げ

据置期間中については、現在適用されている金利を0.5～1.5%引き下げます。

③返済期間の延長（1～3年）

据置期間分だけ返済期間を延長します。なお、据置期間を設けない場合でも返済期間を延長することができます。

(2) 対象者

次のいずれかに該当し、被災後の収入月額が公庫で定める基準（収入月額が毎月の返済金の4倍又は世帯人員に61,000円を乗じて得た額）以下となる見込みの方

①融資住宅が被害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方

②債務者または家族が死亡・負傷したため著しく収入が減少した方

③事業資産または勤務先が被害を受けたため著しく収入が減少した方

（注）被災後の収入月額は、次を目安にしてください。

〔被災後1年間の収入予定額－（融資住宅等の復旧に要する自己資金
＋災害による負傷又は疾病の治療費）〕×1/12

P. 2

(参考) 被災の程度(り災割合)と返済方法の組み合わせは次のとおりとなります。

返済方法の変更 り 災 割 合 ※	払込みの据置・ 返済期間の延長	据置期間中の 金利の引下げ
30%未満	1年	0.5%
30%以上60%未満	2年	1.0%
60%以上	3年	1.5%

※「り災割合」は、住宅の復旧に要する自己資金や今後の収入予定額の災害発生前1年以内の収入額に対する割合を言います。

(3) 必要書類

「返済方法変更の申出書」を提出してください。

書式は、裏面の各金融機関相談窓口、当支店相談窓口に備えつけております。

なお、「前年の収入証明書」、融資住宅が損害を受けた場合は「り災証明書」などが必要となります。申し出時に提出できないときは、後日提出していただきます。

2. 公庫特約火災保険・地震保険について

- ・ 住宅金融公庫の特約火災保険に付帯して地震保険をご契約されている方で、今回の地震により融資住宅に損害を受けられた方に対しては、損害状況を調査の上、損害の程度に応じて地震保険金が支払われますので、下記連絡先までお申し出下さい。
- ・ また、地震保険をご契約をされていない場合でも、地震を原因とする火災により融資住宅に半焼以上の損害を受けたときは、火災保険金の5%（ただし、300万円限度）の地震火災費用保険金が支払われますので、下記連絡先までお申し出下さい。

【連絡先】特約火災保険幹事会社 安田火災(株)災害対策本部 ☎0120-86-4488(フリーダイヤル)

—— 返済方法変更のお申し出先金融機関
については裏面をご覧ください ——

(P. 3 ~ P. 4 省略)

さくら銀行のお客さまへ

被災地の皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。
現在、弊行一部の店舗では建物の損傷により、裏面の支店内に仮営業所を設置させていただいております。お客さまには大変ご不便をおかけいたしておりますが、全力で早期復旧に努めておりますので、何卒ご了承下さいますようお願い申し上げます。
なお、このたびの被災に関するお問い合わせにつきましては、各支店の他にも下記フリーダイヤルにて承っております。

さくら銀行総合対策本部事務局（神戸）…… ☎0120-554-201
さくら銀行総合対策本部事務局（東京）…… ☎0120-326-515

◎被災者の皆様方への当面の緊急措置を中心に、ご照会の多いご質問にお答え致します。

★緊急のお引き出し

お通帳、ご印鑑、キャッシュカードをお持ちでなくてもお引き出しできます。
なお、ご来店される場合には、できるだけ免許証等ご本人であることが確認できるものをご持参ください。

★お振込

すべての支店へのお振込のお取扱ができます。

★お通帳、証書、ご印鑑、キャッシュカードの紛失等のお届け

すべての支店の窓口およびお電話でもお取扱させていただきます。

★お通帳、証書、キャッシュカードの再発行

すべての支店の窓口でお取扱させていただきます。

なお、手数料は無料です。

★定期預金の中途解約・ご継続手続

満期前のご解約でも、お預け入れ時の利率で計算させていただきます。

ご継続できなかった場合については、原則満期日に遡ってご継続いたします。

★手形、小切手の決済

一部遅延が起きております。詳しくはお取引店へご確認願います。

★総合振込

通常通りお取扱させていただきますが、お振込日についてはお取引店窓口でご確認下さい。

★緊急のご融資・ローン

ご融資・ローンに関するご相談は、お取引店に設置してございます「融資相談特別窓口」にお申し出下さい。

なお、裏面の仮営業所にて営業を行っている店舗につきましては、お取引店の行員が仮営業所に駐在の上、ご相談を承ります。

また、住宅ローン等のご返済につきましては「元金(元利金)据置」や「借入期間の延長」のご相談も承りますので、お取引店にお申し出下さい。

その他ご不明な点、ご質問等がございましたら、最寄りのさくら銀行支店か、または上記フリーダイヤルにお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

(別紙1)

お客様各位

兵庫県南部地震に伴うご了解事項

株式会社さくら銀行

1. 被災地区（兵庫県下）の各手形交換所参加の銀行の支店を支払場所とする手形・小切手類の取立につきましては、交通障害・交換業務の停止等の事情により支払呈示期間内に支払呈示できかねる場合がありますのでご了解ください。

2. 遡求権確保のためには、手形法第54条（第77条）により裏書人に対し不可抗力たる地震による災害により支払（引受）のための呈示ができない旨の通知等を行う必要がありますのでご注意ください。

<ご参考>

手形法第54条（同77条～約束手形の場合における為替手形の規定の準用）

②所持人は自己の裏書人に対し返滞なくその不可抗力を通知しかつ為替手形または補償にその通知を記載し日附を附してこれに署名することを要す。その他については第45条の規定を準用す

③不可抗力が止みたるときは所持人返滞なく引受または支払のため手形を呈示しかつ必要あるときは拒絶証書を作らしむることを要す

以 上

(表面)

神戸市中小企業融資

・震災復旧特別融資
・償還期間の延長

実施期間 平成7年7月31日まで

被災者の皆様には謹んでお見舞い申し上げます。

本市では、市域に未曾有の被害をもたらした兵庫県南部地震に罹災し、著しい被害を受けた中小企業等の事業復興を支援するため、次のような融資制度を設けましたので、ご利用下さい。

1. 震災復旧緊急特別資金

(1) 融資を受けることができる方

次の条件をすべて満たす中小企業者及びその協同組合等

- ①神戸市内に主たる事業所を有し、1年以上同一事業を引き続き経営していること
②事業に係る市民税を滞納していないこと
③兵庫県南部地震に罹災し、工場・店舗等が損壊したことにより事業活動に支障を生じていること
④り災証明書の交付を受けていること

(2) 融資を受けることができる資金

- ①事業復興のために必要とする店舗・工場の復旧及び建設並びに設備機器購入等に必要の設備資金
②事業復興のために必要とする運転資金

(3) 融資の条件

融資条件	限度額	1企業 5,000万円以下 (転貸含む) (運転資金は3,000万円以下) 1組合 1億円以下 (運転資金は6,000万円以下)	保証人 担保 保証 信用 保証 条件	信用保証協会の定めるところによる
	利率	年2.5%*		兵庫県信用保証協会の保証を要する 〔保証料〕 ・100万円以下 年0.4% ・100万円超～300万円以下 年0.6% ・300万円超 年0.65% 小規模事業者で融資実行額が180万円以下の場合は保証料金額を市が負担します。
	期間	10年以内(据置3年含む) ただし、融資額500万円以下については 7年以内(据置3年含む)		
	返済方法	元金均等分割返済		

*事業所が全壊・半壊及び全焼・半焼のり災証明書の交付を受けている方は、1企業2,000万円を限度に据置期間中3年間は市が利子を補給します。

2. 特例無担保無保証人資金

上記の要件の他、次の条件をすべて満たす方は特例無担保無保証人資金の申込みができます。

- ①小規模事業者(従業員20人<商業又はサービス業は5人>以下)であること
②申込前1年間に納期の到来した当該事業経営に係る市民税の所得割を納付していること
③この融資の申込額を含めて、震災復旧のために利用した保証協会の保証残高が500万円以下であること
融資限度額: 1企業 500万円以下
その他の融資条件、資金使途、信用保証料、利子補給は「震災復旧緊急特別資金」と同じです。

□特別融資の申込み手続き

次の書類を申込書(様式4号)に添えて申込んでください。

法人	個人	添付書類	
☐	☐	申込時に納期の到来した市民税の納税証明書 (「特例無担保無保証人資金」の場合は2年分必要です。)	1通
☐	☐	り災証明書	1通
☐	☐	信用保証委託申込書	1部
☐	☒	最近の決算書	1通
☐	☐	設備資金の場合、見積書、設計図等設備関係を証する書類 (建物の場合は建築確認通知書が必要です)	1通
☐	☐	営業許可等が必要な場合はその許可書(写)	1通
☐	☐	飲食店の場合は風俗営業でない旨の宣誓書	1通
☐	☐	その他必要とするもの	

○……必要なもの ×……必要でないもの △……場合により必要なもの

その他、保証協会の保証実績のない場合は、次の書類が必要となります。

法人	個人	添付書類	
☐	☐	印鑑証明書	2通
☒	☐	住民票(又は外国人登録済証明書)	1通
☐	☒	登記簿謄本	1通

*り災証明書は
破損の場合→被災地の区役所で発行
焼失の場合→被災地の消防署で発行

*市民税の納税証明書、印鑑証明書(個人)及び住民票は、神戸市内のいずれの区役所においても交付できます。

(裏面)

□申込み先

- 銀 行：第一勧業・さくら・富士・三菱・あさひ・三和・大和・東海・北海道拓殖・東京・北陸・池田・但馬・
山陰合同・広島・山口・百十四・伊予・四国・西日本・近畿・幸福・福徳・関西・大正・兵庫・阪神
○信 用 金 庫：神戸・関西西宮・神策・姫路・播州・兵庫・尼崎・日新・淡路・中兵庫
○信 用 組 合：富士・兵庫県・神戸商業・けんみん大和・六甲
○政府系金融機関：商工組合中央金庫

~~~~~ 上記の取扱金融機関と取引のない方は下記へご相談ください。~~~~~

○神戸市中小企業指導センター

中央区東川崎町1丁目8-4(ハーバーランド内) 神戸市産業振興センター6階 ☎360-3206  
西神戸中小企業指導所

長田区大橋町3丁目1-13 ケミカルシューズ産業会館2階 ☎641-1481

- 神戸商工会議所 ☎303-5810 東神戸支部 ☎843-2121 中央支部 ☎360-3197 兵庫支部 ☎577-1110  
西神戸支部 ☎641-3185 北支所 ☎593-4800 垂水支部 ☎706-1234

### 3. 償還期間の延長制度

(1)制度を利用できる方

次の条件をすべて満たす中小企業者及びその協同組合等

- ①神戸市内に主たる事業所を有し、1年以上同一事業を引き続き経営していること
- ②事業に係る市民税を滞納していないこと
- ③1月17日以前に市融資制度の残高を有しており、元金の返済に困難を生じていること
- ④兵庫県南部地震に罹災し、工場・店舗等が損壊したことにより事業活動に支障を生じていること
- ⑤り災証明書の交付を受けていること

(2)延長の内容

・1月17日以降に到来する既往融資に係る元金の返済について返済期日を1年繰り延べる(短期資金の場合は6ヶ月)とともに、以後完済期までの返済期日をそれぞれ1年間繰り延べる。

(注)保証条件の変更に伴い、保証人の承諾・保証料の追加支払いが必要になる場合があります。

(3)申込み手続き

|                      |    |
|----------------------|----|
| 保証条件変更願書 (保証協会の様式)   |    |
| 償還期間延長申請書 (様式29-2号)  | 1通 |
| 申込時に納期の到来した市民税の納税証明書 | 1通 |
| り災証明書                | 1通 |

(4)申込み先

融資を受けた時と同一の金融機関の本店又は支店

~~~~~  
り災証明書の交付が受けられない方で、震災の影響で経営の安定に支障を生じている場合には次のような制度があります。

4. 経済変動対策資金融資

(1)融資を受けることができる方

次の条件をすべて満たす中小企業者及びその協同組合等

- ①神戸市内に主たる事業所を有し、1年以上同一事業を引き続き経営していること
- ②事業に係る市民税を滞納していないこと
- ③兵庫県南部地震の影響で機械等の破損や取引先の罹災等により経営の安定に支障を生じていること
- ④1月18日を起算日とする最近1ヵ月の売上高が前年同期比20%以上減少していること
- ⑤1月18日を起算日とする将来3ヵ月(最近1ヵ月を含む)の売上高が前年同期比20%以上減少することが見込まれること

(2)融資の条件

- ・限 度 額：2,000万円以下
- ・利 率：年2.8%
- ・期 間：運転 5年以内(据置1年以内含む) 設備 7年以内(据置1年6ヵ月以内含む)
- ・信用保証料：100万円以下 年0.4% 100万円超300万円以下 年0.6% 300万円超 年0.65%

(注) ①本年度、既にこの融資を限度額2,000万円まで借りられた方は利用できません。

②従来の「売上高減少状況報告書(様式13-1号)」にかわって、「認定申請書(様式31号)」を添えて取扱金融機関に申し込んでください。

政府系金融機関の災害復旧融資のご案内（直接貸付）

阪神大震災により被害を受けた事業者の方々のために、政府系金融機関から制度融資が発表されています。

なお、詳しい内容についてお知りになりたい場合には下記の各公庫・事業団の支店までご照会下さい。

	国民金融公庫	中小企業金融公庫	商 工 中 金
業種及び 企業規模 の制限	法人または個人の 中小企業者 但し金融業・風俗営業等の業種の方 は不可	法人または個人の 中小企業者 但し農林業・医療・風俗営業・学校 金融業等の業種の方は不可	商工中金に出資している中小企業の各種 団体及びその構成員
制度名称	災害貸付	災害復旧貸付	災害復旧融資
融資限度	直貸 3千万円	直貸 1億5千万円	直貸 20億円
融資期間	10年（据置2年）	10年（据置2年）	運転10年（据置2年） 設備20年（据置3年）
取扱期限	平成7年7月31日		
申込資格	各公庫の貸付対象業種を営む中小企業者で次のいずれかに該当するかた (1)兵庫県・大阪府下に事業所を有し、1月17日の兵庫県南部地震により直接被害を受けたかた（市町村長発行の罹災証明書が必要） (2)取引先等が被災したために売上の減少など間接的被害をうけたかた （被災地以外に住所を有するかたでも利用できます）		
融資利率	4.9%		
	* 本制度利用対象者で特に被害程度大のものは10百万円の範囲内で更に低利率の「特別災害貸付」が利用できます		
	特別災害貸付		
	特別利率適用限度 1千万円（前年度の政府系金融機関を利用する場合も合算して10百万円以内に限定されます）		
	融資利率 当初3年間4.45%（特に被害の大きい場合3.0%） 4年目以降4.9%		
	申込資格 地震により直接間接に被害を受けた中小企業者で 被害の程度が甚大であり、市町村長発行の「特別 被害証明書」を提出できるかた		

ご照会窓口

国民金融公庫	神戸支店	078-341-4981	神戸市中央区栄町通5-2-19
	尼崎支店	06-481-3601	尼崎市東灘波町4-18-1
	明石支店	078-912-4114	明石区榎屋町8-36
	十三支店	06-305-1631	大阪市淀川区新北野1-9-24
中小企業金融公庫	大阪支店	06-345-3571	
	神戸支店	（大阪支店内で仮営業中）	
商工中金	神戸支店	078-391-7541	
	尼崎支店	06-481-7501	
	姫路支店	0792-23-8431	

中小企業者とは

資本金または従業員数のいずれかが表の基準以内におさまる方です

[国民金融公庫の場合]

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業・建設業 運送業・倉庫業等	1千万円以下	100人以下
卸 売 業	1千万円以下	100人以下
小 売 業 サービス業	1千万円以下	50人以下

[中小企業金融公庫の場合]

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業・建設業 運送業・倉庫業等	1億円以下	300人以下
卸 売 業	3千万円以下	100人以下
小 売 業 サービス業	1千万円以下	50人以下

兵庫県南部地震個人向け特別低利融資制度のご案内

阪神大震災(兵庫県南部地震)により被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

さくら銀行では、このたびの地震により被災された方々に、下記の特別ローンをご用意させていただいております。

また、すでにご利用いただいております住宅ローン等につきましても、ご返済方法についてご相談を承っております。

お気軽にご相談ください。

	住 宅 ロ ー ン	住宅リフォームローン	フ リ ー ロ ー ン
ご 利 用 いただける方	①今回の地震により居住用不動産に被害を受けた方 ②当行の営業区域内に居住または勤務されている方 ③お借り入れ時年齢が満20歳以上、完済時満70歳以下の方 ④前年度税込年収が100万円以上の方 ⑤団体信用生命保険に加入できる方 ⑥保証会社の保証が受けられる方	①今回の地震により居住用不動産に被害を受けた方 ②当行の営業区域内に居住または勤務されている方 ③お借り入れ時年齢が満20歳以上、完済時満70歳以下の方 ④ご自宅を保有している方 ⑤前年度税込年収が100万円以上の方 ⑥団体信用生命保険に加入できる方 ⑦保証会社の保証が受けられる方	①今回の地震により当面の生計費等を必要とされる 当行とのお取引がすでにある方 ②当行の営業区域内に居住または勤務されている方 ③お借り入れ時年齢が満20歳以上、完済時満70歳以下の方 ④前年度税込年収が100万円以上の方 ⑤保証会社の保証が受けられる方
お使いみち	今回の地震により居住用不動産に被害を受けたこと によって自宅を新築・増改築・購入するための資金	今回の地震により居住用不動産に被害を受けたこと によって自宅をリフォームするための資金	今回の地震により被災したために 必要な当面の生計費等
ご 融 資 額	10万円以上5000万円以内(10万円単位) ただし、前年度税込年収に対する当行所定の返済 比率の範囲内となります。	10万円以上1000万円以内(1万円単位) ただし、他に無担保でのお借り入れがある場合、この ローンの申込額と合計して前年度税込年収の50% 以内とします。	1万円以上300万円以内(1万円単位) ただし、他に無担保でのお借り入れがある場合、 このローンの申込額と合計して前年度税込年収 の50%以内とします。
ご 融 資 期 間	1年以上30年以内 当初3年間の元金返済の据え置きも可能です。	10年以内 当初3年間の元金返済の据え置きも可能です。	7年以内 当初1年間の元金返済の据え置きも可能です。
金 利	変動金利……3.30% ※お借り入れ後は、毎年4月1日・10月1日の銀行所定 の短期プライムレートを基準として金利を見直し、 6月・12月の約定返済日の翌日から新金利に変更い たします。	変動金利……4.00% ※お借り入れ後は、毎年4月1日・10月1日の銀行所定 の短期プライムレートを基準として金利を見直し、 6月・12月の約定返済日の翌日から新金利に変更い たします。	変動金利……4.00% ※お借り入れ後は、毎年4月1日・10月1日の銀行 所定の短期プライムレートを基準として金利 を見直し、6月・12月の約定返済日の翌日から 新金利に変更いたします。
保 証 人	当行指定の保証会社の保証をご利用いただきますの で、原則として保証人は不要です。	当行指定の保証会社の保証をご利用いただきますの で、原則として保証人は不要です。	当行指定の保証会社の保証をご利用いただきま すので、原則として保証人は不要です。
団 体 信 用 生 命 保 険	当行指定の団体信用生命保険に加入していただきま す。保険料は当行で負担いたします。	当行指定の団体信用生命保険に加入していただきま す。保険料は当行で負担いたします。	なし
担 保	ご融資の対象となる不動産に原則第1順位の抵当権 を設定させていただきます。	不要です。	不要です。
手 数 料	不要です。	不要です。	不要です。
保 証 料	別途保証料が必要となります。	不要です。	不要です。
取 扱 期 間	平成7年7月31日まで	平成7年7月31日まで	平成7年7月31日まで

●融資金額100万円当たりの保証料

融資期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年
保 証 料	4,580円	8,544円	11,982円	14,834円	17,254円	19,137円

平成7年1月18日現在

年 2. 5 % の緊急災害復旧資金

阪神・淡路大震災で けり災された中小企業者の皆様は、ご利用ください！

☆取扱期間：平成7年2月15日から7月31日まで（実行分）

	緊急災害復旧資金
融資限度額	5, 000 万円
融資期間	10 年以内（うち据置3 年以内）
信用保証	必ず必要（保証料300 万円超0.65%）
利子補給	事業所が、全壊・半壊（全焼・半焼を含む）した中小企業者に年 2.5%（融資額のうち2,000万円以下の部分）の利子補給を当初3 年間実施

☆融資対象者（次のいずれにも該当される方）

- ①市町長が発行する事業所の建物の「り災証明」を受けた中小企業者
- ②県内で引き続き1 年以上同一事業を営んでいる中小企業者
- ③信用保証協会の保証対象業種に属している中小企業者

☆無担保・無保証人の保証限度額

従業員20人以下（商・サービス業5人以下）で ※の納税要件を満たしている者	500 万円（激甚枠）
すべての中小企業者	1,000 万円（無担保・無保証人の特別枠）

※所得税、法人税、事業税又は県民税若しくは市町民税の所得割のいずれかに
ついて、当該税額を完納している者

・上記の額は、保証の限度額であり、実際の利用にあたっては信用保証協会に
お問い合わせください。

☆資金使途

- | | |
|-------|--|
| ①設備資金 | <div style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> ・工場及び店舗設置（仮設を含む）等の資金
・施設の補修等の資金 |
| ②運転資金 | ・災害復旧のための資金（限度額のうち3, 000 万円） |

— お申込は取引先の金融機関へ —

■必要書類■

- ①申込書（金融機関にあります） ②市町長が発行する事業所の建物の「り災証明書」
③事業計画書（様式第35号） その他詳細についてはお問い合わせください

★お問い合わせ先★

●神戸市内の方	⇒兵庫県 商工部	金融課	☎（078）341-7711
●阪神地域の方	⇒阪神県民局	商工課	☎（06）481-7641
●東播磨地域の方	⇒東播磨県民局	商工課	☎（0794）21-1101
●淡路地域の方	⇒淡路県民局	商工課	☎（0799）22-3541

**政府系金融機関の災害復旧貸付の
貸付利率が引き下げられました！**

震災により被害を受けられた中小企業者の皆様は、ご利用ください！

☆取扱期限：平成8年7月31日まで（延長されました）

☆災害復旧貸付

平成7年6月29日現在

	国民金融公庫	中小企業金融公庫	商工組合中央金庫
融資対象者	災害により影響を受けている者		
融資利率	3.65%	3.65%	3.1%(当初10年間)
融資限度額	6,000万円	3億円	20億円
融資期間	設備 15年(2年) 運転 10年(2年)	設備 15年(2年) 運転 10年(2年)	設備 20年(3年) 運転 10年(3年)

※利率は変更されることがあります。

うち特別被害者に対する貸付制度

【4年目以降の利率が引き下げられました】

融資対象者		《直接被害者》 事業所又は主要な事業用資産の損失額が次のいずれかであること ・被害時の価額の70%以上 ・年間総事業収入の10%以上	《間接被害者》 売上要件が次のいずれかであること ・借入申込直前2か月の売上額が前年同期比50%以上減少 ・借入申込後3か月の売上額が前年同期比60%以上減少見込み
融資利率	当初3年間	3.0%(利子補給により実質2.5%)	3.0%
	4・5年目	3.2%	3.65%
	6年目以降	3.65%	
融資限度額		3,000万円	1,000万円
融資期間		15年以内(うち据置5年以内) 商工中金は設備20年(5年)	10年以内(うち据置2年以内)

※市町長が発行する特別被害証明書が必要です。

被害証明書を受けられた方にも貸付制度がありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

☆利子補給

直接被害の「特別被害証明書」を受け、市町長発行の事業所の建物の全壊・半壊の「り災証明」を受けた中小企業者に年2.5%(県・神戸市の融資制度と合わせた融資額のうち2,000万円以下の部分)の利子補給(予算の範囲内)を当初3年間実施することとしております(詳しくは下記にお問い合わせください)。

★お問い合わせ先★

●国民金融公庫

神戸支店
東灘支店
尼崎支店
明石支店
神戸支店
神戸支店
尼崎支店

●中小企業金融公庫

●商工組合中央金庫

☎(078) 341-4981
☎(0798) 26-9220
☎(06) 481-3601
☎(078) 912-4114
☎(078) 362-5961
☎(078) 391-7541
☎(06) 481-7501

緊急特別資金（震災貸付）

兵庫県南部地震の影響による売上額の減少
でお困りの中小企業者の皆様は、
ご利用ください！

☆取扱期間：平成7年2月15日から7月31日まで（実行分）

融資限度額	2, 0 0 0 万円（1企業、単年度）
融資利率	年2. 8%
融資期間	5年以内（うち据置き1年以内）
信用保証	原則必要（保証料300万円超、0. 65%）

☆融資対象者（次のいずれにも該当される方）

- ①県内で引き続き1年以上同一事業を営んでおられる中小企業者の方
- ②保証協会の保証対象業種に属しておられる方
- ③平成7年1月18日以降1か月間の売上額が前年同月と比較して20%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上額が前年同期と比較して20%以上減少又は減少が見込まれるとして市町長の認定を受けた方

☆資金使途

- ① 運転資金
- ② 設備資金 設備等が被害を受けた場合は、固定資産の減免申請（写）により設備資金として利用できる。

（参考）既存の売上額減少要件

- ①最近3か月間の売上額が、対前年同期比10%以上減少しておられる方
または
- ②最近6か月間の売上額が2年又は3年前の同期比10%以上減少、かつ
対前年同期比5%以上減少しておられる方で
金融機関で売上額減少の確認を受けた方 も対象となります
（保証料300万円超 0.8%）

— お申込は取引先の金融機関へ —

■必要書類■

- ①申込書（金融機関にあります）
 - ②売上額減少の市町長の認定書（様式第29号の5）
 - ③印鑑証明書 等
- その他詳細についてはお問い合わせください

★お問い合わせ先★

●神戸市内の方	⇒兵庫県 商工部	金融課	☎（078）341-7711
●阪神地域の方	⇒阪神県民局	商工課	☎（06）481-7641
●東播磨地域の方	⇒東播磨県民局	商工課	☎（0794）21-1101
	⇒東播磨県民局西脇	商工労政分室	☎（0795）22-5666
●西播磨地域の方	⇒西播磨県民局	商工課	☎（0792）81-3001
●但馬地域の方	⇒但馬県民局	商工課	☎（0796）23-1001
●丹波地域の方	⇒丹波県民局	商工課	☎（0795）72-0500
●淡路地域の方	⇒淡路県民局	商工課	☎（0799）22-3541

☆☆

神戸市災害復興住宅特別融資（個人向け）について

現行の神戸市住宅融資制度の他に、災害復興住宅について下記のとおり特別融資を実施します。

1. 融資を受けられる方

- (1) 兵庫県南部地震により被害を受けた方で、神戸市内で自ら居住するための住宅を、建設・購入又は改良する方
- (2) 住宅を建設・購入する場合は、住宅金融公庫の融資を利用できる方。
- (3) その他収入等の要件があります。詳しくは別紙「神戸市住宅融資制度 ご案内」をご覧ください。

2. 融資限度額

- (1) 新築住宅を建設又は購入される方 1,500 万円
- (2) 中古住宅を購入される方 1,000 万円
- (3) 住宅を改良される方 500 万円

3. 融資利率

当初10年間 年 3.7% 11年目以降 年 4.1%
 （金融情勢によって変更する場合があります。償還期間中は固定）

4. 償還期間

- (1) 新築住宅の建設又は購入 25 年以内
- (2) 中古住宅の購入 20 年以内
- (3) 住宅の改良 15 年以内

5. 元金据置

住宅金融公庫において元金据置措置を受けた方で、希望する方は元金据置措置が受けられます。

・期間 3 年間（改良の場合は1 年間） ・この間の金利 年 3.0%

6. 申込期限

平成9 年3 月31日まで

7. 必要書類

住宅金融公庫の融資を利用せずに住宅の改良をする方は、現行の神戸市住宅融資制度に必要な書類（住民票・所得証明等。詳しくは別紙「ご案内」をご覧ください）以外に「り災証明書」が必要

8. その他

現行の神戸市住宅融資制度の「特別施策目的融資」との併用ができますが、一般融資との併用はできません。

<参 考> 償還月額 5,114 円（借入額 100 万円、25 年償還の場合）

P.2

神戸市災害復興住宅特別融資を希望する方へ

- 要件**
- (1) 個人が住宅を取得・改良する場合
 - (2) 住宅金融公庫を利用できること(改良を除く)
 - (3) 返済完了時74歳以下
 - (4) 新築・購入の場合、借入金が消費税抜きの物件価格の80%以下
 - (5) 年間の返済額が年収の40%以下
 - (6) その他

- 手続き**
- (1) まず「神戸市融資調査票」にご記入の上、係員にご相談下さい。申込書をお渡しします。
 - (2) 必要書類を揃えて提出して下さい。この時が受付日となります。
 - (3) 神戸市で申込み内容を審査します。
 - (4) 審査後、ご希望の銀行へ書類を送付します。
 - (5) 銀行で審査します。
- 以上の手続きを終えて融資の決定が出るのは、受付けから2か月程度後になります。各段階で融資不承認になる場合があります。

必要書類

	新築・新築の購入			既存の購入	増改築・修繕
	建築	建売	マンション		
住民票	●	●	●	●	●
所得証明(平成5年分)	●	●	●	●	●
売買契約書		●	●	●	
建築確認のコピー	●				●
設計図・間取り図・価格表	●	●	●	●	
改良部分の写真					●
改良部分のわかる間取り図					●
連帯保証人の所得証明(平成5年分)					●
工事見積書					●
家屋の登記簿本か固定資産の評価証明	●				●
賃貸の場合は家主の工事承諾か担保提供(これは申込書に書く欄があります)					●
住宅金融公庫の融資承認を確認できる書類(どういう書類かはまだ未定。とりあえず公庫を申込んでからのことになります)	●	●	●	●	
り災証明					●
り災前の住宅が賃貸だった方は、それが判るもの。り災前の所有住宅を売って別に取得する方は譲渡契約書。	●	●	●	●	

※この他にも別途必要になる場合があります。

取扱い金融機関

さくら銀行・大和銀行・東海銀行・あさひ銀行・北海道拓殖銀行・池田銀行・兵庫銀行・阪神銀行・福徳銀行・近畿銀行・神戸信用金庫・関西西宮信用金庫・兵庫信用金庫・姫路信用金庫・日新信用金庫・播州信用金庫・淡路信用金庫・兵庫県信用組合・兵庫労働金庫

その他

老人同居融資・老人近居融資・若年世帯向けマンション融資等の特別融資があり、災害復興特別融資と併用できる場合がありますので、係員にお尋ね下さい。

神戸市融資調査票

1. 希望の融資の種類 ☐新築・新築住宅の購入 ☐既存住宅の購入 ☐増改築・修繕

2. 氏名 _____

3. 住所（現在の住民票のある住所） _____

4. 年齢 _____才

5. 必ず連絡のつく電話番号（複数ある場合は全部ご記入下さい。親類の方の家等に避難されている場合は、その番号をご記入下さい。一日の時間帯によって異なる場合は、時間別にご記入下さい）

6. 新築・購入・改良する物件の種類 ☐一戸建 ☐マンション ☐賃貸

7. 新築・購入・改良する物件の場所 神戸市 _____区 _____

8. 昨年の年収（所得証明の取れるものに限り、税込み額をご記入下さい）
_____万円

収入合算者（配偶者・親子で同居の方）がいる場合はその方の年収 _____万円

9. 新築・購入・改良にかかる費用 _____万円

10. 震災以前に返済中の住宅ローンのある方はご記入下さい。

毎月 _____円、ボーナス時 _____円、借入総額 _____万円

11. 今後の具体的な資金計画（借入金額と金利・返済年数をご記入下さい）

住宅金融公庫	_____万円	_____％	_____年返済
年金融資	_____万円	_____％	_____年返済
財形融資	_____万円	_____％	_____年返済
銀行融資	_____万円	_____％	_____年返済
社内融資	_____万円	_____％	_____年返済
神戸市融資	_____万円	_____％	_____年返済

国民金融公庫
中小企業金融公庫
商工組合中央金庫
環境衛生金融公庫

の災害復旧貸付

をご利用される中小企業の皆様へ

利 子 補 給 の お 知 ら せ

◇この利子補給の対象者は？

政府系金融機関で、当初3年間、3%の利率で融資を受けられた直接被害者の方です。
具体的には、損失額が次のいずれかに該当する「災害特別被害証明」を受けられた方となります。

- (1) 当該事業所または主要な事業用資産の被害時における価額の70%以上。
- (2) 前年または前事業年度1年間の事業による総収入の10%以上。

◇この利子補給とは？

融資額3,000万円を限度に、当初3年間の金利3%を、実質2.5%に引き下げる目的で、0.5%分の利子補給を行うものです。

利子補給金は、1月～12月に支払われた利子に対する分を翌年3月末に支払います。

◇この利子補給を行う者は？

利子補給は、兵庫県が国の資金を借り入れて、(財)兵庫県中小企業振興公社を通じて行います。

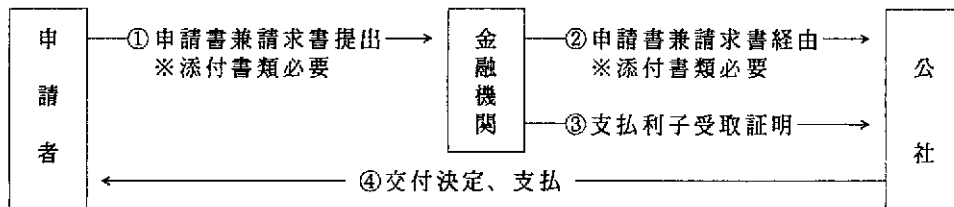
◇申込の方法は？

融資を受けられた金融機関の窓口へ、申請書兼請求書を提出してください。

※ただし、初年度のみ、次の書類を併せて提出してください。

- (1) 利子助成金の交付対象となる借入金の借入契約書(写)
- (2) 災害特別被害証明書(写)

◇利子補給の流れは？



☆これ以外にも利子補給があります。

(財)阪神・淡路大震災復興基金が行っている利子補給がありますので、詳しくは、下記金融機関までお問い合わせください。

お 問 い 合 わ せ 先

〒650 神戸市中央区中山手通7-28-33 兵庫県立産業会館内
(財)兵庫県中小企業振興公社 経営指導部 TEL (078) 361-8045

- ・国民金融公庫神戸支店 TEL (078) 341-4981
- ・中小企業金融公庫神戸支店 TEL (078) 362-5961
- ・商工組合中央金庫神戸支店 TEL (078) 391-7541
- ・環境衛生金融公庫 (※代理店である国民金融公庫が融資を行います。)